

家事經濟訓

青水輔清編述
羽山尚德校正

全

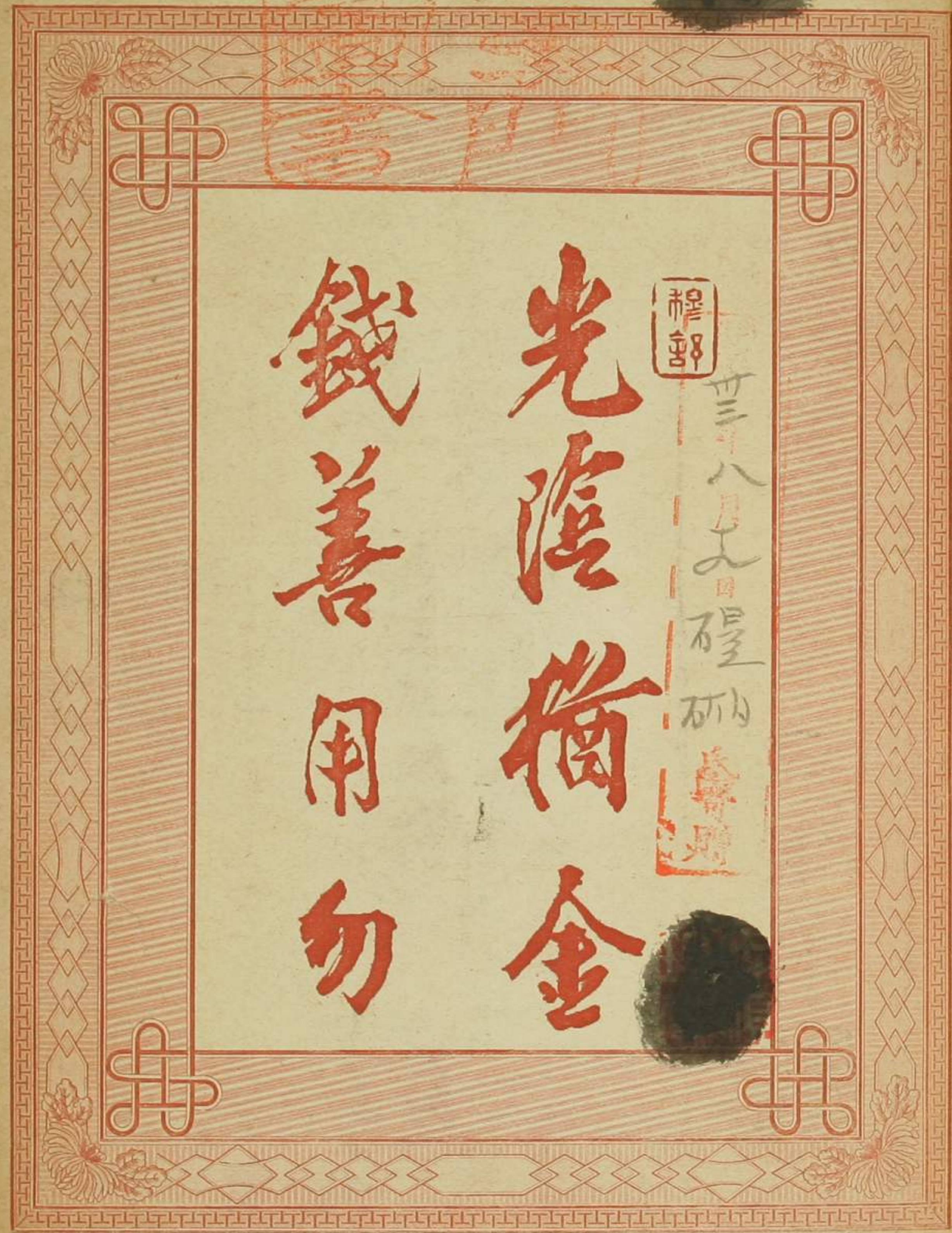
78

194



第
194

學校



光陰猶金
錢善用勿

程

三月八日
程

程



版權
免許

同盟會



家事經濟訓

青木輔清 編述
羽山尚德 校正

使 虛

從一任德川慶勝



凡例

一 經濟ノ學タル一日モ缺クベカラザル者ナリ
故ニ該書ノ類譯述ヲ經テ世ニ行ハル、モノ
尠シトセズ然レモ多クハ邦國ノ經濟書ニシ
テ未タ一家ノ經濟ヲ講スルノ書ハ少キニ似
タリ蓋シ邦國ノ經濟學タル其事深遠其論高
尚或ハ貨財ノ本源ヲ説キ或ハ彼我交易ノ得
失ニ関シ初學ノ得テ悟ルベキ所ニアラズ而
ルヲ況ヤ婦女ニ於テヤ是レ予ノ深ク憾ム所
ナリ獨リ文部省翻譯ノ家事儉約訓ハ以テ婦

女ニ教フベシ然レモ其事固ヨリ彼婦女ノ為
 ナレバ本邦ノ婦女ニ至テハ其用十中ハ一二
 ニ過ザルハミ因テ今自ラ淺見寡聞ヲ顧ミズ
 此書ヲ編述シテ以テ梓ニ上ス其事ノ凡庸平
 易ナルハ婦女子ノ為ニスル者ナレバナリ其
 文ノ拙劣ナルハ余ガ淺學不文ナルニ因ル讀
 者幸ニ文ヲ以テ意ヲ害スルナケレバ或ハ得
 ル所アラシ歟

一 人生ノ金錢ヲ消費スル何ヲ最トスト云ニ家
 事ノ活計ニアリ而シテ之ヲ取扱フハ婦人ノ

關カル所多キニ居ル故ニ一家ノ經濟ハ婦人
 ノ手ニ在リト云フモ敢テ過言夫アラザルハ
 シ是ヲ以テ婦人能ク經濟ノ主義儉約ノ方法
 ヲ熟知スル片ハ上ハ父母夫ニ事ルノ道ヲ助
 クベク下ハ子孫ヲ鞠育スルノ要トナルベシ
 因テ今民間婦女子ノ家政ニ樞要ナル者ヲ摺
 摺シテ以テ聊カ女子經濟學ノ端緒トナサン
 ト欲ス

一 書中記スル所和漢洋ノ書中ヨリ婦女經濟ノ
 一助トナルベキ者ヲ抜抄シ或ハ諸經濟書脩

身書ノ意義ヲ淺解シ或ハ之ヲ熟練ノ人ニ質
シ或ハ余ガ實地經驗ニ得タルモノヲ録ス然
レモ一一必適ノ者トスルニ非ズ唯其卑近入
ルニ難カラズ用フルニ易キヲ取レルノミ讀
者幸ニ之ヲ推恕シ時ニ隨テ取舍採擇アラン
トヲ乞フ又中ニハ熟練ト手段トニヨラザレ
バ能ハザル者アラン又彼我同シカラザルヨ
リ同名異種ノ物アリ或ハ正物ト偽造トノ差
アリ故ニ其法ハ實ナリト雖モ其物質ノ異ナ
ルガ為ニ爲不能ハザル者モ有ラン歎宜シク

此ニ注意シテ活用アランコトヲ欲ス

一 此書ハ數種數類ノ學課ヲ集メテ一小冊ヲ成
シ之ヲ民間ノ婦女子ニ授ケントスル者ナリ
故ニ專ラ卑近ヲ取り省略ニ從フ實ニ所謂豹
一斑ノミ猶其詳細ヲ知ラント欲セバ各其
専門書アリ就テ看ルベシ

明治十四年二月

青木輔清

誌

一、洗濯ノ事
二、裁縫ノ事
三、衣服ノ事
四、女子學問ノ事
五、經濟ノ事
六、女子學問ノ事
七、裁縫ノ事
八、洗濯ノ事
九、衣服ノ事
十、女子學問ノ事
十一、經濟ノ事
十二、女子學問ノ事
十三、裁縫ノ事
十四、洗濯ノ事
十五、衣服ノ事
十六、女子學問ノ事
十七、經濟ノ事
十八、女子學問ノ事
十九、裁縫ノ事
二十、洗濯ノ事
二十一、衣服ノ事
二十二、女子學問ノ事
二十三、經濟ノ事
二十四、女子學問ノ事
二十五、裁縫ノ事
二十六、洗濯ノ事
二十七、衣服ノ事
二十八、女子學問ノ事
二十九、經濟ノ事
三十、女子學問ノ事
三十一、裁縫ノ事
三十二、洗濯ノ事
三十三、衣服ノ事
三十四、女子學問ノ事
三十五、經濟ノ事
三十六、女子學問ノ事
三十七、裁縫ノ事
三十八、洗濯ノ事
三十九、衣服ノ事
四十、女子學問ノ事
四十一、經濟ノ事
四十二、女子學問ノ事
四十三、裁縫ノ事
四十四、洗濯ノ事
四十五、衣服ノ事
四十六、女子學問ノ事
四十七、經濟ノ事
四十八、女子學問ノ事
四十九、裁縫ノ事
五十、洗濯ノ事
五十一、衣服ノ事
五十二、女子學問ノ事
五十三、經濟ノ事
五十四、女子學問ノ事
五十五、裁縫ノ事
五十六、洗濯ノ事
五十七、衣服ノ事
五十八、女子學問ノ事
五十九、經濟ノ事
六十、女子學問ノ事
六十一、裁縫ノ事
六十二、洗濯ノ事
六十三、衣服ノ事
六十四、女子學問ノ事
六十五、經濟ノ事
六十六、女子學問ノ事
六十七、裁縫ノ事
六十八、洗濯ノ事
六十九、衣服ノ事
七十、女子學問ノ事
七十一、經濟ノ事
七十二、女子學問ノ事
七十三、裁縫ノ事
七十四、洗濯ノ事
七十五、衣服ノ事
七十六、女子學問ノ事
七十七、經濟ノ事
七十八、女子學問ノ事
七十九、裁縫ノ事
八十、洗濯ノ事
八十一、衣服ノ事
八十二、女子學問ノ事
八十三、經濟ノ事
八十四、女子學問ノ事
八十五、裁縫ノ事
八十六、洗濯ノ事
八十七、衣服ノ事
八十八、女子學問ノ事
八十九、經濟ノ事
九十、女子學問ノ事
九十一、裁縫ノ事
九十二、洗濯ノ事
九十三、衣服ノ事
九十四、女子學問ノ事
九十五、經濟ノ事
九十六、女子學問ノ事
九十七、裁縫ノ事
九十八、洗濯ノ事
九十九、衣服ノ事
一百、女子學問ノ事

家事經濟訓目錄

卷之一

- 第一章 經濟訓ノ大意
- 第二章 女子學問ノ事
- 第三章 經濟ノ事
- 第四章 衣服ノ事
- 第五章 裁縫ノ事
- 第六章 衣服洗濯ノ事

- 紋形ノ衣ヲ洗フ事
- 紅色ノ布ヲ洗フ事
- 頭巾ヲ洗フ事
- 紫ノ織物ヲ洗フ事
- 絹布ヲ洗フ事
- 洗テ色ノ衰ヒレシ事
- 毛織品ヲ洗フ事
- 白羊絨ヲ洗フ事
- 張物ノ事
- 糊ヲ着ケル事

附 衣類ニ附タル物ヲ脱ス事

- 襟垢
- 酒
- 油
- 糞
- 蠟
- 煙草脂
- 粘
- 血液
- 汗汚

第七章 衣服取置ノ事

第八章 飲食ノ事

第九章 食物ノ性質及ヒ効用

- 肉類
- 魚類
- 貝類
- 鳥肉
- 雞卵
- 穀類
- 蔬菜類
- 菓實
- 麵包類
- 鹽
- 味噌
- 麵汁及貯法
- 酒類
- 酢
- 砂糖
- 茶
- 煙草
- 草及消毒法

第十章 飲水ノ事

第十一章 炊爨ノ事

附 飯類炊キ法

- 飯炊
- 赤飯
- 硬飯
- 茶飯
- 麥飯
- 白粥
- 半飯
- 南瓜飯
- 筒飯
- 粥飯
- 新粥飯
- 油揚飯
- 骨董飯

同 漬物類

- 澤庵漬
- 淺漬
- 茄子塩漬
- 茄子麴漬
- 茄子芥子漬
- 梅干漬
- 糖味噌漬
- 其外漬物

同 物ヲ軟力ニ煮ル事

- 野菜物
- 小豆
- 干瓢
- 貝類
- 乾海鼠
- 魚類
- 蛸
- 豆腐

日常惣菜表

第十二章

手製割烹ノ事

附

四季調理略表

同

腊魚調理

- 塩ヲ去ル法
- 塩鱈
- 塩鰯
- 塩鮒
- 塩鱈
- 塩鮒
- 塩鱈
- 塩鮒

同

干魚調理

- 干鰯
- 干鱈
- 干鮒
- 干鰯
- 干鱈
- 干鮒
- 干鰯
- 干鱈
- 干鮒

卷之一 目錄終

家事經濟訓卷之一

青木輔清

編述

羽山尚徳 校訂

第一章 經濟訓ノ大意

凡ソ人タル者ハ貴キモ賤キモ皆其智識才能ニ
 從テ身ヲ立テ家ヲ興シ以テ生計ヲ營ムモ士
 レバ男女トモ幼キ時ヨリ能ク勉強シテ我ヲ為ス
 ベキ職分ヲ守リ才智ヲ磨キ言行ヲ慎ミテ家産
 ヲ富マシ幸福ヲ子孫ニ貽シ益々子孫ノ繁榮セ
 ンコトヲ願フベシ



我為スベキ職分トハ何ヲ謂フカ男ハ則チ外ヲ
 治メ女ハ則チ内ヲ治メテ男女各其務ムベキ事
 業アルヲ云フナリ身分ノ貴賤ト家産ノ貧富ニ
 從テ吏農工商共ニ多少ノ差異アレドモ總ベテ
 男ハ外ニ在テ諸般ノ職業ヲ執ルモノトシ女ハ
 内ニ居リテ一切ノ家事ヲ理ムベキモノトス
 家事ヲ理ムルトハ日々ノ飲食衣服等凡ソ納戸
 臺所ニ關リタル一切ノ事務ヲ調攝監督スルヲ
 云フ是レ女子タル者ノ必ズ取扱フベキ業務ニ
 シテ乃チ一家經濟ノ基本ナリ假令ヒ許多ノ下

男下女ヲ召シ使フ身分ニテモ厨房ノ事ハ悉皆
 他人ニ委任セズシテ主婦タル者宜シク其大要
 ヲ監督スベシ婢僕皆只其使令ニ供スベキモノ
 トス
 世間ニハ男子ニシテ臺所ノ隅々味噌醬油ノ事
 マデモ一々關係シ又婦女ニシテ一向家事ニ頓
 着セズ却テ男子ヲ差置キ内外萬端ノコトニ差
 出ル者往々コレアリ是等ハ皆其職分ノ何物タ
 ルヲ省ミズシテ徒勞ニ從事スルモノナレバ勞
 シテ切ナキノミナラス損アリテ益ナキナリ

試ニ主婦ノ家事ヲ放擲スル住居ヲ見ルベシ香
 物ハ黴ヲ生シテ臺所ノ隅ニ堆積シ飯粒ハ板間
 ニ散落シテ將ニ腐敗セントス其子供等ニ至テ
 ハ汚穢破綻シタル衣服ヲ纏ヒ洩ヲ滴シ垢ヲ蓄
 へ何一ツトシテ不潔不始末ノ事ナラザルハナシ
 苟クモ此ノ如キ不經濟ヲナシテ能ク其家ノ繁
 榮富盛ニ赴クモノアラシヤ
 又世間ニハ年々ニ富榮ヲ得ル者ト日々ニ貧困
 ニ陥ル者トハ相違アリ其源因ヲ尋ヌルニ多ク
 ハ皆家事經濟ノ宜トト否ラザルトニ據ルモノ

ナリ何故ナレバ男子ノ外ニ在テ稼キ儲ケタル
 金錢ハ大抵其家毎日ノ活計ニ消費スルヲ以テ
 家計取扱ノ好キト惡シキトニ由テ終ニハ貧富
 莫大ノ差異ヲ生スルニ至ルナリ左スレバ家ノ
 貧富盛衰ハ女子ノ関カル所最モ多キニ居ル者
 ト謂フベシ
 婦女タル者ハ斯ク大切ナル一家ノ經濟ニ関カ
 ルノミナラズ其兒子ヲ養育シ又是テ教訓スル
 ノ大任アリテ其業務ハラサレバ男子ニモ劣ラ
 ザル者ト云フベシ斯ク申セバ其責任重大ニシ

家範

卷之一

三

司

目

合

テ迎モ通例ノ女子ニハ出来難キヤウナレバ決
 シテ左程六カ敷キ一ニ非ズ夫々之ヲ教フルノ
 道アレバ幼稚ノ時ヨリ學校ニ入り勉強シテ之
 ヲ學ビ習フヘシ故ニ女子ノ必ズ學ビ務ムベキ
 數條ヲ次ニ掲ケテ以テ家吏經濟ノ階梯トス

第二章 女子學問ノ事

人ハ萬物ノ靈トテ生來天然ノ智識才能ヲ具フ
 ルモノナレバ學問ニ依テ之ヲ研カザレバ其才
 智甚ダ微ニシテ有レドモ無キガ如シ之ヲ稱シ
 テ愚人ト謂フ凡ソ學問ハ智識才能ヲ發達シ身

ヲ修メ家ヲ齊メ子弟ヲ教ヘ世人ニ交ル等萬事
 ニツキテ一日モ缺クベカラザル肝要ノモノナ
 リ世間ニテ文字ヲ讀ミ書キスルヲ能ハザル者
 ヲ呼テ明キ盲目ト唱フ此ノ如キ人ハ一生世人
 ノ侮リヲ受ケテ賤役ニ使用セラル、者ナリ殊
 ニ女子ハ男子ニ比ブレバ學問ヲ脩行スルノ年
 限甚ダ短ク一旦人ニ嫁スルカ左ナクハ既ニ嫁
 期ニ及ビテハ男子ノ如ク自由ニ學ブヲ能ハ
 ザルモノナリ故ニ女子ハ幼年ノ學齡ヲ空シク過
 キ去ルトキハ終ニ再ビ學問スベキ時節ヲ得ベ

カラザルヲ以テ宜シク夙ニ意ヲ學問ニ用キル
ベシ
從來ノ慣習トシテ學問ハ唯男子ノ業トシ女子
ニハ無益ナリトテ打テ廢テ置久者多キガ故ニ
一家ノ主婦トナリテモ家事ヲ管理スルノ道ヲ
知ラズ唯飲食衣服ノ世話其外日々ノ小事ヲ程
日ヲ取扱フヲ以テ最上完全ノ婦女トハシタリ
キ今ヤ幸ニ文明ノ世トナリ學問ノ道盛ニ行ハ
レ人智ノ漸々開ケ進ムニ從ヒテハ女子モ亦從
來ノ如ク無學無能ニテ事足ルベキニ非ズ家内

ノ安全幸福ハ多ク主婦ノ學識ト才能トニヨル
モハカクハ女子トテモ必ズ學問スベキ事ナリ
學問ニモ諸般ノ區別アリ世人ニモ職業ト貧富
トニ由テ其志ス所其要スル所各々差異アレドモ
女子ハ餘リ六カ敷キトテ學バンヨリハ先第一
ニ行儀作法脩身ノ事ヨリ平生必用ナル手紙受
取ノ文言小遣帳ノ附方金錢出納ノ算用及ビ飲
食ノ調理衣服ノ裁縫洗濯等其尤モ家事ニ緊要
ナルトテ習フベシ

第三章 經濟ノ事

經濟トハ物事總ベテ不始末ノナキ様ニ取扱ヲ
為ストニテ儉約或ハ節儉ナド、謂フモ同シコ
トナリ決シテ一身ノ富ヲ圖リ欲ヲ縱ニスルノ
誤ニ非ズ故ニ貨財又ハ光陰ヲ無益ニ費サズシ
テ能ク約カニ之ヲキリモリスルヲ云フ如何程
ノ富家モ其最初ヨリシテ富有ナルニハ非ズ皆
能ク萬壹ニ心ヲ用キ無益ノ奢侈ヲ省キ勤儉相
積ニテ漸々ニ家産ヲ興シ子孫克ク其志ヲ継ギ
テ始終不經濟ノ事ヲナサズルヲ結果ト謂フベ
キ也

儉約ハ人ノ慕ヒ貴フベキコト奢侈ト吝嗇トハ
人ノ避ケ惡ムベキコトナリ故ニ儉約ヲスルニハ
先、儉約ト吝嗇トノ分別ヲ明カニスベシ世人或
ハ之ヲ誤リ義理人情ニモカ、ハラズ世間ノ仁
儀ニ出スベキ物モ出サズ施スベキ者モ知ラヌ
顔ヲシテ唯一筋ニ金錢ヲ畜積スルノミテ儉
約ナリト想フ者アリ是レ儉約ニアラズ之ヲ吝
嗇ト云フ能ク爰ニ心ヲ用キ必ズ吝嗇ノ行ヲ為
スベカラズ

約セント思フヨリハ瑣末ナル金錢物品ヲ儉約
スレト其効遙ニ愈レリト蓋シ瑣細ナル物ハ人
意ヲ留メガレド積メバ許多トナルベク自ラ大
ナリトスル物ハ必ズ徒費スルトナケレバナリ
夫レ人ノ生計中ニ日々瑣末ノ金錢物品ノ出入
ハ多クハ家事ヲ管理スル所ノ主婦ノ手ニアリ
故ニ一家ノ經濟ハ多ク主婦タル者ノ関カル所
ナレバ宜シク此ニ注意シ瑣末ノ事ト雖モ必ズ
疎略ニセズ無用ノ費エヲ省キ之ヲ有用ノ事業
ニ用ルルヲ準備ト為スベシ

人情儉ヨリ奢ニ入ルハ易ク奢ヨリ儉ニ入ルハ
難シ都テ粗物ヲ食シタル口ハ甘美ノ物ヲ食ス
ルハ易キモノナレド美物ヲ食シタル口ハ粗物
ヲ食スルトハ難キモノナレバ慎デ儉約粗食ヲ常
トスベシ又何事モ心ニ充分ナラントヲ求ムベ
カラズ充分ナルニ至レバ却テ不自由ノ身トナ
ルハ自然ノ道理ナリ故ニ物事ハ常ニ不足ナル
モノト思フベシ不足ヲ耐ヘ忍ベバ却テ自由ノ
身トナルモノナリ古語ニモ酒ハ微醉花ハ半開
トイフモ充分ヲ誠メタルモノナリ

人間ノ盛衰ハ猶ホ草木ノ榮枯アルガゴトク毎
ニ不易ノモノニ非ザレバ幸ニシテ富貴ノ家ニ
生ルトモ富貴ノ中ニ貧賤ノコトヲ思ハザレバ必
ズ枯レ衰フルコトアリ此ニ至リテ昔日ノ榮華ヲ
悔ルトモ已ニ及ブベカラズ是故ニ平生此事ヲ
忘レズ物ノ費エヲ省クコトニ心ヲ用ウベシ佞令
ヒ一厘一粒ト雖モ忽セニスベカラズ一家ニ在
テハ皆其主人ガ辛苦中ヨリ生スル者ナレバ其
下ニ在テ此ガ為ニ生活スル者ハ敢テ徒ニ之ヲ
費スノ理アラシヤ

夫ハ貧富得失ハ夫妻相俱ニ之ヲ同ウスルハ夫
妻タルノ道ナリ故ニ夫ノ零落ハ即チ妻ノ零落
ナリ既ニ困窮ニ陥ルトモ男子ハ常ニ外ニ在テ
營ミヲナスガ故ニ日用經濟ノコトヲ親シク視ル
コト稀ナレバ婦人ハ内ニ在リテ日々親シク薪水
ニ苦ムヲ以テ人生零落ノ困苦ヲ負擔スルハ婦
人常ニ多キニ居ルモノナリ
婦人ハ此ノ如ク困窮ヲ苦ムコト男子ヨリモ多シ
トセバ一家繁榮ノ樂ミヲ享クルモ亦男子ヨリ
多シトス殊ニ婦人ハ元來性綿密ニシテ能ク瑣

細ノ事マテ注意スルノミナラズ儉約ヲ行フ
 キヲモ亦多ク婦人ノ手ニアルガ故ニ婦人經濟
 ノ主義節儉ノ方法ヲ熟知スル片ハ能ク之ヲ實
 地ニ行フヲ得ベシ且婦人ハ何時寡婦トナラ
 シモ測リ難キモノナレバ平日之ヲ慮リ務メテ
 死費ヲ省キ財產ヲ蓄積シテ以テ不虞ニ備フベ
 シ

人儉約ヲナスガ為ニ慈善ノ心ヲ忘ルベカラズ
 儉約ハ畢竟人々ノ身代ニ由テ異ナルモノニシ
 テ貧人ニ在テハ巨費トスルモ富人ニ在テハ尚

ホ吝嗇ニ當ルヲ下リ故ニ我身分ニ應ジ人ヲ惠
 濟人ヲ憐ミ總テ人々為メヲ思フ善行ヲ積ム
 片ハ子孫後裔必ス繁榮スベシ

第四章 衣服ノ事

衣服ハ需用品中最モ必用ノモノニテ主婦ノ當
 ニ管理スベキモノナレバ人ノ嘲笑ヲ招カザル
 様能ク此ニ注意スベシ抑衣服ハ身ヲ覆ヒ體中
 ノ温氣ヲ保持スル為ノ具ニシテ決シテ外貌ヲ
 裝飾スルノ具ニハ非ズ故ニ敢テ華美風流ヲ欲
 スベカラズ然レドモ餘リ野鄙ナルモ見苦シキ

モノナレバ宜ク身分ト時勢トニ應スルキナリ
 頭髮ノ飾モ亦然リ
 人體ノ温度ハ寒暑トモニ外氣ノ温度ヨリ強キ
 モノユエ冬季續衣ヲ着スルハ體温ヲ保持スル
 ガ為ニシテ夏時單袍ヲ服スルハ其體温ヲ發泄
 セシメンガ為ナリ凡ソ綿布ハ温氣ヲ引ク^{ヒトモ}モ
 速ニ温氣ヲ發泄スル^{ハチチカス}モ速カナリ絹布ハ温氣
 ヲ引ク^{ハチチカス}モ遅ク温氣ヲ發泄スル^{ハチチカス}モ遅シ故ニ襯
 衣ハ木綿ヲ良トス是レ體中^{ハチチカス}ニ惡氣ヲ發泄セシ
 ムル^{ハチチカス}速ナレボナリ夜具蒲團モマダ木綿ヲ良

トス^{ハチチカス}小兒ノ服ハ木綿或ハ洋絨ヲ良トス^{ハチチカス}相衣ノ如キ
 尤モ之ヲ可トス毛織及ビ絹布等ハ親シク皮
 膚ニ觸レザルヤウニスベシ又濕氣アル服或ハ
 火ニテ煖メタル服ハ決シテ直チニ之ヲ用ウベ
 カラズ且小兒ノ衣服ハ曹達^{ノツダ}及ヒ石鹼^{ノハク}等ヲ用
 中テ洗フベカラズ
 衣類ハ風土ニ從ヒ實用ト攝生トニ適スルモノ
 ヲ肝要トス我^{ハチチカス}舊様ノ家屋ニ坐卧スル邦人ニシ
 テ洋服ヲ着シ強テ痿痺ヲ忍ブガ為ニ脚疾ヲ發

スル人アリ又四肢ヲ勞動スル人ニシテ我舊様
 ノ潤衣ヲ服スルモノアリ此ノ如キハ孰レモ經
 濟ノ要ヲ知ラザル者ト謂フベシ
 衣服ハ屢々洗濯シテ垢汚惡臭ヲ除クヲ要スベ
 シ垢汚惡臭ヲ帶ブルノ衣服ヲ着クレバ帝ニ他
 人ノ之ヲ忌ムノミナラズ病根此ヨリ生ズレバ
 ナリ然レモ自己獨リ美服ヲ着シ外貌ヲ飾リテ
 流俗ノ好ミニ忤リカフフモ亦惡シ
 夜具蒲團ハ時々大陽ノ乾燥ヲ受ケシムベシ日
 ヲ着スル衣服ハ夜ハ柱等ニ懸ケテ空氣ニ當ツ

ベシ又乾燥シテ猶ホ熱氣ノアルモウヲ直チヒ
 着スルハ殊ニ宜シカラズナリカフ
 第五章 裁縫ノ事
 裁縫ハ女子ニ於テ最モ肝要ナル職務ニシテ一
 日モ缺クベカラザルノ業ナリ若シ之ヲ知ラザ
 ルトキハ貴賤貧富ノ論ナク獨リ吾身ノ不自由
 ナルノミナラズ父母夫ニ事フルニモ又子弟ヲ
 養フニモ其不便實ニ言フベカラズ是レ學校ニ
 裁縫科ノ設ケアル所以ナリ今左ニ其大略ヲ述
 フベシ

家言 縫 卷之二 十一

衣類ヲ裁ニ方テハ先、其丈尺ヲ度リ、ヨシクテ經緯裏表ヲ
鑒別シ、紋附、模様物、縞柄、格好、片面物、等ニヨリ、身
幅、兩袖、襟袂、衽、裾廻、同襟、袖口、等ヲ見積リ、肩揚、腰
揚、褻下、衺等ノ明キヲ考ヘ定テ、然シテ後ニ之ヲ
裁切スベシ、一度裁チ誤ルキハ復タ如何トモス
ベカラズ、宜シク始メニ心ヲ用ウベシ
男女少長ノ別ニヨリテ、一身、三身、産衣、中裁、本裁、
セチガヒ脊違、オビラケリ追送、サカオケ逆衽、前襟裁、熨斗目裁、等ノ別アリ、又大
幅、小幅、本場、場違、伸縮ノ異ナルアリ、故ニ或ハ燒
小手、火熨斗、水張、等ヲナシテ之ヲ用ウル目アリ

仮令ヒ一裁一縫ト雖モ決シテ疎畧ニスベカラ
ズ、
機織、紡績^モ女子ノ當ニ務ムベキ所ナレバ、絹機、
木綿機、紡績、養蠶ノ業ヲ修ムルト亦肝要ナリ、
衣服ヲ購フ時又ハ裁縫ニ着手スルキハ能ク將
來ノ如何ヲ思フテ無益ニナラザル様注意スベ
シ、若シ布片ノ残ルトアラバ之ヲ藏メ置クカ、或
ハ襟裏等ニ縫ヒ込ニ置キテ他日損傷ノ用ニ充
テシムベシ、
凡ソ衣服ハ一方ノミ損ニ脆リ或ハ色ノ變ラザ

家言 縫 卷之二 十一 同 十一

ル時ニ之ヲ補フベシ、上前、下前、後、前、等ヲ入レ換
ルヲ良トス綻ナドハ仮令ヒ小ナリトモ直ニ之
ヲ繙縫スベシ捨置クキハ益々大破ニ至ルノミ
ナラズ外見ノアシキ此ヨリ甚シキハナシ污垢
又ハ綻破シタル衣服ヲ着タル兒童ヲ見バ其母
ノ懶惰知ルベキナリ
衣類ハ裁縫ノ巧拙ニヨリテ損徳アルノミナラ
ズ大ニ着耦合ノ好否外見ノ善惡等アリ故ニ宜
ク良師ニ就テヨク之ヲ學ブベシ

第六章 衣服洗濯ノ事

衣服然美麗ナラシヨリハ寧口清潔ナルヲ以テ
旨ナス汚垢ノ衣服ヲ久シク着スレバ只不
躰裁ナルノミナラズ體內ニ其惡氣ヲ吸收スル
ヲ以テ甚々健康ニ害アリ故ニ繙絆ノ如キハ別
シテ度々洗濯スベシ決レテ汚垢ノ衣服ヲ着ス
ベカラズ家内ニ汚衣ヲ着ル者アルハ是レ其主
婦ノ罪ナリトス
衣類ハ甚シク汚レザル時ニ洗濯スベシ屢々洗
濯スレバ其品ヲ脆弱ニスルノ恐レアリト思フ
者モ了ラシハ決シテ然ラズ洗濯ヲ怠リテ

深ク汚垢ニ染ムル片ハ啻ニ其衣服ノ腐ルノミ
ナラズ之ヲ洗フニ方リ多ク時間ヲ費スベク且
痛ク揉擦スルガ故ニ之ヲ度々洗濯スルニ比ス
レバ其品質ヲ脆薄ナラシムルヲ却テ大ナリト
ス
洗濯ヲスルニハ其品ノ強弱地質色合等ニ注意
シ晴雨ノ如何ヲ考ヘ其品ヲ損シ其色ヲ變セザ
ル様ニスルヲ肝要ナリ又之ヲ曝スニハ先干竿
ヲ能ク拭ヒテ懸ケ風ノ為ニ吹落サレ或ハ雨ハ
為ニ濡レサル様ニ注意スベシ

絹布ヲ洗フ事 絹布ハ一度洗ヘバ必ズ其色
ヲ損スルモノナリ故ニ成ルベク洗ハザルヲ良
トス若シ之ヲ洗ハントスル片ハ能ク其色ト質
トヲ見テ苟モ損傷セザル様注意スベシ○古キ
墨色ノ絹布ハ燒酎ニテ洗フヲ良トス○既ニ色
ノ變シタル絹布ヲ洗フニハ先温湯ト石鹼トニ
テ徐々ト洗ヒ然ル後チ平板ノ上ニ展敷シ乾キ
タル布片ヲ以テ之ヲ擦拭シ其裏面ヨリ火熨斗
ヲ用ウベシ都テ火熨斗ヲ用ウル片ハ其絹布ノ
上ニ薄紙又ハ金巾ヲ敷クベシ直ニ之ヲ用ウレ

バ其質ヲ脆薄ナラシムルノ恐レアリ
 ○洗テ色ノ變セザル事 有色ノモノヲ洗フニ
 ハ酢又ハ石鹼水ニ檸檬水或ハ綠礬湯ヲ混和シ
 テ洗フベシ其色變スルトナシトイフ
 ○紋形ノ衣ヲ洗フ事 紋形ノ衣服ヲ摘ミ洗フ
 ニハ其裾ト身トヲ解キ離シテ冷雨水カ河水ニ
 塩ヲ一握程入レテ洗フベシ其色變スルト鮮シ
 トイフ又之ヲ乾カスニハ展舒セズ只粗布ニ卷
 キ能ク其乾クマデ止メ置キテ後チ火熨斗ヲ用
 ヲベシ

○深紅色ノ布ヲ洗フ事 深紅色ノ布ヲ洗フニ
 ハ石鹼水ヲ用ウベカラズ糠ニ沸湯ヲ注キテ之
 ヲ漉シ其湯ノ猶ホ熱氣アル時ニ布ヲ浸シ洗ヒ
 了テ更ニ又熱湯ヲ以テ再ビ洗フベシ
 ○毛織品ヲ洗フ事 毛織品ヲ洗フニハ微温湯
 ト石鹼トニテ勢ヲ用テ洗ヒ能ク絞リ度々振テ
 後チ竿ニ掛ケテ晒乾スベシ又「フランケット」ノ
 類ハ火熨斗ニテ毛並ヲ揃フベシ凡テ毛織品ハ
 濕氣アルマヽニシテ放テ置クベカラズ
 ○白洋絨ヲ洗フ事 白キ洋絨ノ污垢シテ黄色

ニナリタルヲ洗フニハ白石鹼百七十匁砂二匁五分ヲ清水六百四十匁ニテ溶解シテ洗フベシ然レモ此水中ニ永ク浸シ置クハ悪シ故ニ暫時ニ洗ヒテ後チ更ニ浄水ヲ以テ之ヲ濯キ乾スベシ

○頭巾ヲ洗フ事 頭巾ノ垢ヲ洗フニハ湯ニ塩

ヲ少シ加フルカ又ハ温鈍ノ湯ニテ洗フベシ

○紫色ノ織物ヲ洗フ事 紫色ノ織物ハ熱湯ト

純粹ノ灰汁ヲ以テ洗フヲ良トス

○張物ノ事 數多ノ布ヲ張ルニハ箆ヲ用ウレ

モ通例ハ板貼ニスルヲ良トス何レニテモ布ノ

曲リ或ハ廣狹ノ不同ナキヤウニ注意シ板貼ノ

片ハ板ヲヨク拂拭スベシ白地物ナドニハ別シ

テ拂拭ヲ疎略ニスベカラズ乾キテ後チニ意外

ノ汚痕ヲ生スルコトアリ

○糊ヲ着ル事 衣類ニ糊ヲ着クルニハ生麩海

蘿、姫糊、飯糊等ノ差アリ其品質ト時候ト其日ノ

天氣トニヨリテ糊ノ剝ト利カザルトアリ故ニ

敷ク之ヲ始メニ考ヘ糊ノ多少ヲ適宜ニスルコト

肝要ナリ且糊糟糊塊等ノ衣類ニ付キタルハ甚

ダ外見ノ惡シキ者ホレバ丁寧ニ糊ヲ澆シテ用
ウベシ且糊ハ凡テ布ノ裏面ヨリ付クベシ

○衣類ニ附タル物ヲ脱ス事

○襟垢 衣類ノ襟垢ヲ脱サント欲セバ軟餅ヲ
以テ拭フベシ大抵ハ洗濯セズシテ脱ルモノナ
リ

○酒 衣類ニ酒ヲ濺キタル片ハ其処へ煙草ノ
烟ヲ幾度モ吹掛クベシ敢テ其痕ヲ存セズ色ノ
變ズルヲナシト云フ又酒ノ黥斑ヲ抜クニハ其
処ヲ豆或ハ豌豆ヲ煮タル水ニ凡ソ半日間浸シ

置キソレヨリ清水ニテ徐々ト洗フベシ

○油 衣類ニ油ノ附キタルヲ脱スニハ其処へ

蘿蔔ノ搾汁ヲ塗リテ後チ熱湯ニテ洗フベシ又

其油ノ附キタル所ニテ海蘿ヲ包ミ徐々ト擦揉

シ然ル後チ清水ニテ濯フモヨシ

○澁 衣類ニ澁ノ附キタル片ハ其処へ白砂糖

ヲ擦附シテ後チ能ク洗フベシ

○蠟 衣類疊等ニ蠟ノ點附シタル片ハ熱灰ヲ

紙ニ包ミテ其蠟ノ上ヲ幾回モ壓スベシ一度ニ

テ脱チザル片ハ再三灰ヲ取替フベシ

○脂 煙草ノ脂ノ附キタル片ハ生味噌ヲ水ニテ溶キ其汁ニテ洗フベシ

○黏 衣類ニ黏ノ附キタル片ハ蘿蔔ノ搾汁ニテ洗フベシ

○ペンキ 衣服ニペンキノ附キタル片ハ石炭油ヲ布片ニ濕シテ拭フベシ

○血液 血液ニテ汚レタル衣類ハ口ニ水ヲ含ミ之ヲ吹キ濺キツ、洗フカ又ハ石鹼ニテ洗フベシ

○汗ノ斑點 汗ノ爲ニ單衣ニ白ク斑點ヲ生シタルハ丁寧ニ褶ミ盥盤ニ入レ水ヲ注ギ手ヲ以テ強く壓シツ、三四回水ヲ取換へ猶ホ之ヲ壓シテ後チ清水ニテ洗ヒ敢テ絞ラズシテ水ノ滴ル、マ、竿ニ掛ケテ乾晒スベシ

第七章 衣服取置ノ事

衣服ヲ取扱フニハ最モ能ク注意スベシ粗忽ニスル片ハ意外ノ損傷ヲ來スヲアリ先衣服ヲ脱ギタル時直チニ之ヲ褶ムベカラズ然シ脱却シタルマ、放棄シ置クモ惡シ宜ク柱又ハ懸竿ニ暫時掛置キテ空氣ヲ通シタル後チニ褶ムベシ

而シテ其之ヲ褶ム片ハ必ズ襟又紋章ノ所ニ紙
 ヲ當ツベシ是レ襟紙ナキ片ハ其襟垢他人衣類
 ニ移リテ色ヲ變セシムルヲアリ又ハ紋章ニ他
 ノ污垢ヲ附クルヲアレバナナリ
 衣服ヲ藏メ置クニハ毫モ濕氣ノ来ラザル場所
 ヲ良トス衣服若シ濕氣ヲ帶ル片ハ色ヲ變シ汚
 點ヲ生スルヲ多シ又善衣ト常衣ト同一ニ置ク
 ベカラズ度々混雜ナルノミナラズ火急ノ場合
 ニ甚ダ不都合ナレバナナリ
 又衤ノ壓セタルト皺折目ノ付キタルトハ甚ダ

外見ノ惡キモノナレバ宜ク注意シ衣服ヲ疊重
 シテ藏メ置ク片ハ裙ヲ交互入レ差へ其間ニ縹
 絆羽織又ハ單物等ヲ挿ミ衤ノ壓セザル様ニス
 ベシ
 明年ニ至ルマデ藏メ置クベキ衣類ハ尤モ注意
 シ屢々服シタル物ハ必ズ洗濯シ能ク乾晒シテ
 後チニ仕舞フベシ蒲團ナドハ別シテ曝晒シテ
 濕氣ヲ去ルヲ要ス若シ其儘仕舞ヒ置ク片ハ大
 抵黴ヲ生ジ色ヲ變ジ惡臭ヲ發シ遂ニ他ノ衣類
 ニマデ其惡臭ヲ移シ共ニ黴腐セシムル者ナリ

家事經濟 卷之一 一 十九

又其洗フコ能ハガル者ハ護領ヲ脱シ置クベシ
 又明年ニ至レバ直チニ用ウベシト思フ物ト暫
 ク用キザル物トハ可成的區別シテ藏メ置クヲ
 良トス

梅雨ノ頃ハ勿論梅雨ノ際海面ヨリ吹キ来ル風
 ノアル日ニハ空氣中ニ多ク水氣ヲ含メル者故
 自然衣服モ濕氣ヲ帶ルヲ以テ梅雨後ハ必ず兩
 三日間乾燥ナル風ニ曝シテ其濕氣ヲ去ルベシ
 之ヲ土用干ト謂フ然レバ土用干ト雖モ能ク氣
 候ヲ考ヘザレバ其功少シ又温氣ヲ褶ニ籠メガ

ル様注意スベシ

鮮明ナル染色物ヲ太陽ニ曝ス片ハ其色ヲ變ズ

ルコアリ故ニ凡テ絹布物ハ日光ニ干サバ
 良トス

夜具蒲團ナドハ使用シタル後チ直ニ褶ムベカ
 ズ直ニ褶ム片ハ人躰ヨリ蒸發シタル邪氣其中
 ニ籠リテ發散セズ故ニ朝起タル片ハ先窓ヲ開
 キ凡ソ一時間程曝シテ後チニ褶ムヲ良トス又
 度々日光ヲ以テ之ヲ乾晒シ密着ノ汚埃ヲ打拂
 スベシ然ラザレバ綿絮硬結シテ邪氣ト塵埃ト

其中ニ充チ遂ニ一種不快ノ氣ヲ醸シテ大ニ健康ヲ害スルコトアレバナリ

第八章 飲食物ノ事

飲食ハ人ノ生活スベキ大本ニシテ一日モ缺クベカラザル者ナレバ一家經濟中ノ尤モ大事トイフベシ故ニ主婦タル者ハ須ラク厚ク此ニ注意シ一匙ノ塩一醬ノ肉ト雖モ之ヲ用ウルニ疎略アルベカラズ家事ノ小費ハ譬ヘバ落葉ノ如ク隨テ拂ヘバ隨テ生シ敢テ絶ユルコトナク漸ク積テ意外ノ巨費トナルナリ

人ノ生ハ血ニテリ血ノ源ハ飲食ニアリ故ニ飲食ノ美惡ニ隨テ血ニ良否アリ血ノ良否ニ隨テ身體ニ強弱アリ是ヲ以テ飲食ハ勉テ消化シ易ク營養ト其取ルキ物品ヲ選ビ用ウベシ其飲食過度ナレバ病ヲ醸シ飲食減少スレバ身體疲勞ス故ニ人々其動作ニ從テ平生ノ食量ト食時トヲ定メ置キ不時ニ増減ナキヲ良トス又甚ダ飢渴シタル時遽ニ飽食スベカラズ且深夜ニ食フベカラズ餘リ熱物冷物モ健康ニ害アリ凡テ食物ハ口中ニテ能ク咀嚼シテ食フベシ

家事經濟 卷之一 同盟會

家事經濟 卷之二
同 鼎 合
儉約ノミヲ欲シテ凋萎シタル野菜腐敗シタル
魚肉ヲ購求スベカラズ又儉約ノ為ナリトテ未
熟或ハ腐物ヲ食フベカラズ是レ儉約ニ似テ却
テ不儉約ナリ如何トナレバ此レガ為ニ病ヲ生
スルキハ虞ラザルノ費エヲ来セバナリ
一家常用ノ飲食ハ人ノ老少強弱物ノ精粗美惡
ヲ鑒別シ其家業ニ應ジ賤値ニシテ養分多ク身
体ニ勢力ヲ與フベキ物ヲ選ビ不熟不味ナラザ
ル様調理スルヲ主婦タル者ノ最モ當ニ務ムベ
キ所ナリ凡テ庖厨ノ事ヲ下婢令ニニ委託シ置

ク時ハ猶ホ用ウルニ足ル者ヲモ徒ニ棄廢スル
用多クレバ主婦ヨク萬事ニ意ヲ注キ死費ナキ
様ニスルヲ是レ家事經濟ノ一大要務ト云フ
シ
凡ソ人ヲ饗應スル時ハ家人能ク其顔色ヲ怡バ
シウシ丁寧懇篤ニ待偶スベシ然ルキハ有ムル
所ノ物果シテ美ナラザルモ客甚ダコレヲ喜ブ
ベシ饗應ハ我が信義ノ客ニ徹スルヲ肝要トス
ル者ナレバ仮令ヒ山海ノ珍味ヲ以テ勸ムルモ
客喜ビザルキハ何ノ益アランヤ故ニ主婦タル

家事經濟 卷之二 廿二 司 盟 合

者慎テ之ヲ忘ルベカラズ
飲食ノ調理ハ日々數回ノ事ナレバ常ニ良善ナ
ル_一ノミハ非ザルベシト雖モ尊長ニ怒ヲ起サ
シメザルハ偏ニ此顔色ニアリ故ニ主婦ノ家事
ヲ管理スルニハ温和ヲ以テ百事ニ接シ勤儉ヲ
以テ一家ヲ守リ務テ冗費ヲ省クベシ

第九章 食物ノ性質及効用

食物ニハ天造アリ人造アリ用法モ亦氣候ノ寒
暑身体ノ強弱年齢ニヨリテ同ジカラズ故ニ其
寒暑ト強弱トヲ酌リ定メテ調理スベシ抑飲食

上ノ經濟ト稱スベキハ其價卑クシテ養分ヲ多
ク含ミ終ニ無益ニナラザル者ヲ用ルヲ主トス
ルナリ
凡ソ食物ハ夏ハ蔬菜類ヲ多ク用キ冬ハ肉類ヲ
多ク用ウベシ且朝ハ其味淡泊ニシテ消化シ易
キモノヲ良トシ午飯ハ滋味ニシテ養分多キモ
ノヲ良トシ夕ハ又淡泊ナルモノヲ佳トス
○肉 肉ニハ數種數類アリ總テ滋養ノ食物ハ
消化シ易キモノナリ故ニ獸肉魚肉ノ類ハ蔬菜
ヨリ養分多シ又蛋白質多ク纖維質及ビ脂肪少

ナキモノハ其味美ニシテ消化シ易シ故ニ燻肉
 雞肉牛肉ハ羊肉ヨリモ消化シ易ク家猪家鴨ノ
 肉ハ脂肪多キ故ニ消化シ難シ凡テ柔順ナル獸
 類及ビ幼稚ナル獸類ノ肉ハ猛獸ノ肉ヨリ消化
 シ易ク草食ノ動物ハ肉食ノ動物ヨリモ其肉消
 化シ易ク且美味ナリ
 肉ノ青色暗褐色ニシテ穢氣アル者或ハ軟解シ
 テ割目不正ノ肉腐臭アル肉其外鳥類ノ病死肉
 等ハ皆人身ニ害アリ食フベカラズ
 ○魚 魚ノ中ニハ有毒ノモノナキニ非ズ毒魚

ノ外各國食用トナス魚肉モマダ滋養物ナレ
 凡テ獸肉ニ比スルニ養分少ナシトス是レ水分ヲ
 含ムル多ク纖維質及ビ血液少ナケレバナリ且
 消化モ獸肉ヨリ遲緩ナリ總テ魚肉ハ煮焼スル
 ヲ良トス生肉ハ餘リ宜シカラズ
 ○貝 貝類ハ多ク消化悪シ、然レモ牡蠣、蜆貝
 等ハ大ニ養分アリテ消化シ易シ牡蠣ハ新鮮白
 色ニシテ柔軟多液ナルモノヲ良トス殻ノ開キ
 タル貝類ハ食フベカラズ
 ○鳥肉 總テ家禽ハ蛋白質ナル養分アルヲ以

テ獸肉ニ亞グモノトス然レモ水禽ハ消化シ惡シク且脂肪ヲ多ク含ムヲ以テ善良ノ食物トハナシ難シ

○雞卵 雞卵ノ成分ハ都テ滋養ニ富メルヲ獸肉魚肉ヨリ多シ白肉黃肉トモニ滋養ノ効アリ而シテ生卵ハ煮卵燒卵ヨリ消化シ易ク半熟ハ更ニ消化シ易シ
卵ノ腐敗スル所以ハ其氣孔ヨリ空氣竄入スレバナリ故ニ其腐敗ヲ防クニハ亞刺比亞護膜ヲ水ニ溶キテ塗リ水炭粉中ニ填メ置クカ又ハ新

シキ豕ノ脂ヲ塗ルヲ良トス是レ空氣ノ内部ニ入ルヲ防グ為メナリ又新卵ハ其量重ク陳卵ハ輕シ是レ蓋シ時日ヲ經過スレバ水分散シ空氣之ニ代リテ侵入スレバナリ故ニ卵ノ新陳ヲ知ラント欲セバ水四十匁ニ塩三十匁ヲ加ヘシモノニ卵ヲ投ズベシ新ナル者ハ沈ミ次ハ水中ニ漂ヒ陳ナル者ハ水面ニ浮ブ
○穀類 米ハ各國用キザルニ非ザレモ印度國以東ノ國々殊ニ我國ニ於テハ無上ノ常食トス其善良ナル米ハ粒子大ニシテ銳尖ニ且白色透

明ナリ之ヲ糞ル片ハ膨脹ス米ハ麥類ニ比スレ
 バ養分少ナクシテ暖國ノ人ニハ的當ノ食物ナ
 リ又穀物ノ内ニテ養分多キモノハ豌豆大豆等
 ナリ総テ豆類ハ米麥ヨリモ養分多シト云フ芋
 類ハ西洋ニテモ一般食用ト爲スト雖モ滋養ノ
 成分ニ至テハ甚ダ少シ

○蔬菜 蔬菜類ハ塩漬、糠漬又ハ酢漬ト爲シテ
 用ウルト多シ殊ニ我國ニテハ澤庵漬、菜漬等ヲ
 常食ト爲ス然レモ是等ノ漬物ハ消化殊ニ悪シ
 ク養分モ亦アルトナシ小兒老人病人等ニハ宜

シカラズ

ハ穀類中ノ配合

ハ穀類中ノ配合

○菓實 菓物ノ熟セザルハ砂糖分ヲ含ミテ窒
 素ナク又養分ナシ未熟ノ菓實ハ食スベカラズ
 虎列刺病流行ノ片ハ殊ニ嚴禁スベシ
 以上陳ブル所ノ物品ノ効用ヲ約言スレバ肉類
 ハ蔬菜類ヨリ消化シ易ク血ニ化スルト多ク五
 穀ノ性質ハ身体ニ入りテ後チ血質ヲ造リ脂肪
 ヲ生スレモ赤血ニ化スルノ質分少キ故ニ其人
 此ガ為ニ肥満スルト雖モ皮肉柔軟ナリ蔬菜類
 ハ消化宜シカラザレモ血質ヲ清淡ナラシムル

ノ効能アリ菓實ハ血質ヲ清涼ニセシムレバ多ク食スレバ下痢ノ病ヲ生シ易シ

○麵包 麵包ハ大麥小麥ヲ以テ製スルモノナリ西洋人ハ往古ヨリ食用トナス米ヨリモ養分多シ洋人ノ説ニ我日本ニ於テモ北方ニ住スル人ハ之ヲ常食トセバ必ず大功アルベシト謂ヘリ

○塩 塩ハ海水或ハ鹹泉又ハ土中ヨリ製スルモノニシテ世界一般ニ之ヲ食用トス塩ハ他ノ食事ヲ進メ脂肪中ノ抱合物ヲ溶解スルノ効用

アリ

○味噌 味噌ハ我國上下一般ノ常食トスレバ西洋人ハ之ヲ有害無功ノモノトシテ更ニ食セズ留飲等ヲ患フル人ハ必ず食フベカラズ

○乳汁 乳汁ハ滋養ノ効尤モ多ク世ニ之ヲ用ルヲ大ナリ動物ノ乳汁ハ大抵食用ニ供スベシ人乳ト獸乳ト其成分ハ異ナリト雖モ滋養ニ至テハ概テ同様ニシテ只瑣少ノ強弱アルノミ故ニ牛乳ヲ以テ人ノ子ヲ養フ片ハ水ヲ加ヘ滴クシテ之ヲ用ウベシ是レ人乳ヨリ養分強クレバ

家事經濟

卷之一

廿七

同盟

第

トリ

純良ノ乳汁ハ少ク青色ヲ帶ビテ甘味アリトス
 一滴ヲ爪上ニ滴ストモ流レ落ズ且其量常水ヨ
 リ重シ○乳汁ハ酸敗シ易キモノナリ之ヲ防ク
 ニハ曹達名藥ヲ少シ加ヘ冷寒ナル所ニ置クベシ
 又乳汁ヲ容ル、ニハ陶器、硝子器、銀器ヲ良トス
 銅器、鉛器ハアシ、

○酒 酒ハ適宜ニ用ウレバ精神ヲ發揚爽快ナ
 ラシメ血液ノ循環ヲ盛ニシ蒸氣ヲ發散シ惡疫
 ヲ斥クルノ効アリ故ニ少ク用ウレバ百藥ノ長

トモイフベシ然レモ多ク用ウレバ精神ヲ昏乱
 シ身軀ヲ虧損ス其害實ニ人命ヲ殞スニ至ル

○麥酒 麥酒ハ麥類ト葎花ヲ以テ醸スモノナ
 リ西洋ニテ之ヲ常用トスルヲ猶ホ我國ニ於テ
 茶ヲ用ウルガゴトシ其性質タル不快ノ氣味ナ
 ク之ヲ飲テ嘔吐下利スルヲナク精神ヲ爽快ニ
 シ適宜ノ温ヲ發ス其上品ハ杯中ニ注ク片無数
 ノ小泡ヲ發シテ容易ニ消散スルヲナシ
 ○葡萄酒 此酒ハ洋人一般ニ飲用トス老人及
 ビ病後ノ人之ヲ適宜ニ用ウレバ大ニ効アリ壯

者少年等ニハ之ヲ飲用スルヲ要セザルナリ此
酒ニハ殊ニ善惡數種アリテ上等品ハ價モ亦高
ク下賤ノ者ニハ購ヒ能ハザル程ナリ

○酢 酢ハ適宜ニ用ウル片ハ飲食ヲ進メ大ニ
健康上ニ効アリ然レモ用ウルノ過度ナル片ハ
身軀ヲ疲瘦セシメ且胃病癆病ヲ起スニ至ル又
我國ノ酢ハ不潔物ヲ以テ製スルガ故ニ其力弱
クシテ濁リ且不快ノ臭氣アリ甚ダ人身ニ適セ
ザルナリ

○砂糖 砂糖ハ甚ダ甘味ナル故ニ之ヲ以テ日

用飲食ノ滋味ヲ助クルノ多シ然レモ養分ナキ

ヲ以テ害アルモ益ナシ多量ノ砂糖ヲ小兒ニ喫

セシムレバ齒牙脱落スルニ至ルト云フ

○茶 茶ハ適宜ニ用ウレバ消化機ヲ補ヒ精神

ヲ爽快ニスルノ効アリ然レモ多量ニ用ウレバ

却テ消化機ヲ傷ルニ至ル蓋シ其性分ハ人ヲシ

テ睡ムルノ能ハザラシム

○煙草 烟草モ亦一時精神ノ微弱ヲ挽回シ鬱

氣ヲ排散スルノ効アリ然レモ元來魔醉ノ毒ヲ

含有セリ故ニ多ク用ウル片ハ眩暈ヲ發シ甚シ

キニ至テハ智覺ヲ失ハシムルニ至ル
臭烟草 阿片烟草等ノ種類アリ尤モ健康ヲ損害スルヲ以テ必ず用ウベカラズ

○茸ハ滋養ノ効野菜菓實ヨリモ少ク其調理ノ方法ニ由テ消化ニ難易アリ且有毒ノモノ甚ダ多シ故ニ惡臭アルモノ截切シテ立口ニ色レ變ズルモノ乳汁ノ如キ液ヲ分泌スルモノ等ハ食フベカラズ又茸ヲ煮ル片ハ一回其煮汁ヲ棄テ更ニ水ヲ換テ煮ルベシ此ノ如クスル片ハハ毒性多クハ水中ニ噴却シ去ルナリ

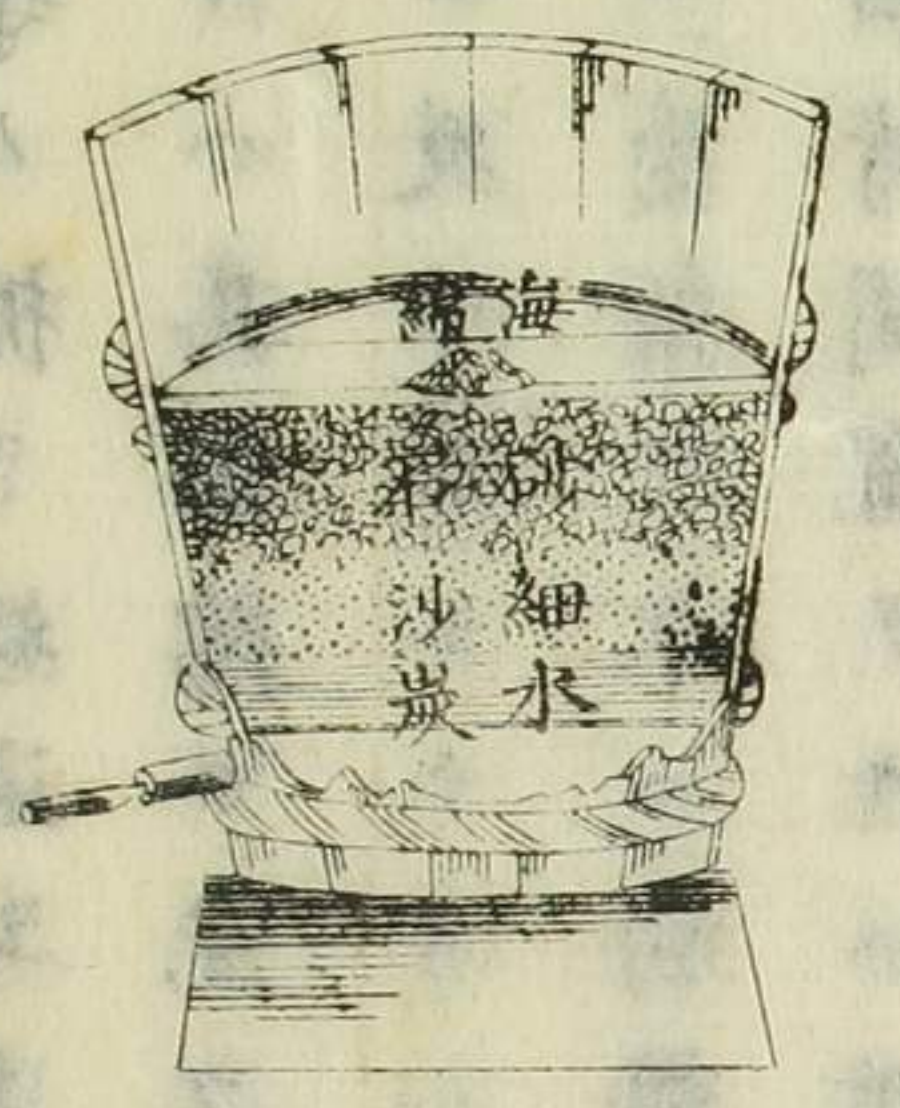
茸毒ノ有無ヲ試験セントセバ銀器ハ片ヲ入レテ之ヲ煮ルベシ其毒アルモノハ銀ニ黑色ヲ生ズ若シ此毒ニ中リタル片ハ速ニ吐カシムベシ已ニ遲延セシ片ハ下ダシテ其毒ヲ去ルベシ乃チ之ヲ吐カシムルニハ吐根末名藥ヲ用ウルカ或ハ芥子粉少許ヲ温湯ニ和シテ之ヲ飲マシメ鳥ノ羽根ヲ以テ咽喉ヲク撫擦スル片ハ忽チ吐瀉スベシ
シ 總テ服藥ハ意ニ用ウベカラズ必ス醫師ニ謀リテ其指揮ヲ受クベシ

第十章 飲水ノ事

水ハ諸種ノ食物ヲ溶解シ總身ヲ潤シ躰内温氣

ノ元ヲ整理スルノ効アリテ須臾クモ缺クベカラザルモノナリ抑、水ハ血ト混和シテ身軀ヲ循環シ汗尿又ハ蒸發氣或ハ呼氣トナリテ軀外ニ謝シ去リ隨テ軀中ノ老敗物ヲ排除スルノ働ラキ下リ然レバ水ニハ種々ノ物質ヲ混合スル故ニ最モ純良清潔ナルモノヲ選ビテ用ウベシ井水長流水等ヲ良トス蒸溜水ハ炭酸氣ヲ含有セザルガ故ニ少シモ味ヒナシ雨水モ亦飲料ニ供スベク且、物ヲ洗フニ宜シ雨水ハ一回漉シテ用ウルヲ良トス水漉器械ノ

簡易水漉圖



極テ簡便ナルモノハ桶ノ底ニ屏口ヲ付ケ其口ニハ細沙ノ流レ出ザル為メ海綿或ハ梭摺皮ヲ置キ其稍上部ニ棚ヲ造リ此棚ニ小穴ヲ穿テ其上面ニ筵ノ類ヲ敷キ其上ニ木炭粉ヲ置キ其上部ニ細沙ヲ置キ其上ニ砂石ヲ置クナリ若シ圖ノ如ク其砂石ノ上ニ又一棚ヲ設ケ此棚ニ一穴ヲ穿テ此ニ海綿ヲ填スル片ハ此海綿ニテ粗キ汚物ヲ漉シ去リ漸ク砂石細沙木炭

水漉器ノ構造ニ関スル事ニハ此ノ如クシテ之ヲ用フベシ

粉等ノ棚ヲ經過シテ清淨水トナル斯ノ如ク為
ス片ハ其海綿ヲ洗フノミニシテ砂石ハ時々洗
フニ及バザルナリ

又一箇桶ノ水ニ明礬粉一七ヲ和シ一旦攪撒シ

三四時間置ク片ハ汚物皆水底ニ沈澱ムナリ又

薑ノ外皮ヲ去リテ五六個ヲ水瓶ニ入レ置ク片

ハ汚物皆沈下スト云フ剛水ニハ炭酸曹達名藥ノ

溶液ヲ少シ加注スベシ此水ニ小穴

地中ノ汚物溶解シテ井水中ニ混入スルナリ

譬へバ此些少ノ麝香ヲ井邊ニ填メ置ク片ハ久シ

テ其氣井中ニ通スト云フ是ニ由テ推ス片ハ井

邊ノ汚物モ亦自カラ井中ニ混和スルヲ知ル

ベシ此水ニ小穴

水中ニ漂ヒ現ル、所ノ汚物ハ前條ノ如キ水漉

器ニテ清淨ニナスヲ得ルト雖モ溶解シテ更

ニ見ルベカラザル汚物ニ至テハ水漉器ノ力ニ

テ之ヲ清淨ニスルヲ難シ故ニ此ノ如キ時其善

悪ヲ試ミルニハ茶碗ニ水ヲ盛り蓬砂ホッシャ少許ヲ投

スベシ悪水ナレバ濁リ良水ナレバ清ム又石鹼

ヲアルコトニ溶解シテ三四滴ヲ淋ラスベシ

悪水ナレバ白キ泡ヲ生ス
第十一章 炊爨ノ事

日々ノ炊爨ハ上下一般萬國トモニ家婦ノ掌ル
所ニシテ家事樞要ノ務ナレバ決シテ忽ニスベ
カラズ仮令同品ヲ以テ同物ヲ割烹スルトモ巧
ニ之ヲ調理スレバ其味極メテ甘美ニシテ能ク
人ノ口ニ適スルニ至ルベシ是レ料理人ノ働ニ
シテ之ヲ食物ノ經濟ト云フ
食事ハ日々数回ナリ且甘辛濃淡各々其好ム所
ニ由テ異ナレバ之ヲ適度ニヨク加減スルヲ頗

ル難シ又高價ニシテ且美味ナル物ト雖モ再三
之ヲ食スレバ終ニハ厭飲シテ却テ低價ノ粗物
ニ劣ルベシ故ニ低價ノ物タリ凡種々工夫ヲナ
シテ之ヲ調理シ人ヲシテ珍味ト稱美セシムル
ヲ肝要ナリ
又供饌ニハ其組織ニ注意スベシ譬ハ肥濃ノ肉
類ニハ蔬菜ノ類ヲ添ルカ若シクハ其後ニ淡泊
ナルモノヲ出スガ如クスベシ又午餐ニ淡泊ナ
ルモノヲ供シタル片ハ晩飯ニハ豊腴ナルモノ
ヲ侷ムルナリ此ノ如クスル片ハ其人食ニ厭ク

トナシ又^ハ食禁ニヨリテ意外ノ禍害ヲ起ストナ
キニアラズ油物新物等ニハ別シテ慎ミヲ加フ
ベシ

凡テ割烹其宜キヲ得ルハ頗ル難キ業ニシテ数
回ノ試験ト多年ノ練熟トニアラザレハ會得ス
ルヲ能ハザレバ婦女タル者ハ必ズ心得ベキ事
ナレバ今日常ノ炊爨ヨリ身近ナル割烹法ノ大
略ヲ示スベシ

○飯類炊キ法

通例ノ飯ヲ炊クハ誰モ知ルトナレバ若シ焚キ

誤リ半熟ニナリタル片ハ酒ヲ少シ^カ散注シ蓋ヲ

シテ火氣ヲ少シ通スベシ意外ニヨキ飯トナル

ナリト交^ハ常々水^ハ煎^キテ焚^クベシ

○赤飯 赤飯ヲ炊クニハ先^ッ小豆ヲ適度ニ煮テ

能ク馨ギ精ゲタル米ニ交ゼ小豆ノ煮汁ニテ水

加減ヲナシテ焚クベシ

○硬飯 硬飯ハ糯米ヲ馨ギ之ヲ煮タル小豆ニ

交ゼ其煮汁ニ浸シ置キ色ノ染ミ付キタル片^ハ蒸

籠ニ容レテ蒸スベシ或ハ紅ヲ以テ色ヲ付ル

アレバ洋紅等ニハ毒氣ヲ含メルモノアレバ用

家事経済 卷之一 三十四 同 同

家言經濟 卷之二 三十四

中ザルヲ良トス

○茶飯 中等ノ茶ヲ適度ニ煎シ其液汁ニテ常

ヨリ少シク多キ程ニ水ヲ加減シテ焚クベシ又

茶ヲ用井ズ味淋醬油或ハ酒漿ヲ少シ加ヘテ焚

クコアリ之ヲキガラチヤ飯ト云フ但醬油ノ多

少ヲ斟酌スルコト肝要ナリ

○麥飯 麥ヲヨク瀹テ之ヲ水ニ浸シ能ク洗ヒ

テ米ト交ゼ常ノ水加減ニテ焚クベシ但シ一旦

火ヲ減シタル後暫時ヲ經テ又少シク燃ヤシ焚

止ゲタル飯ハ膈氣ナク極メテ佳ナリ是レ麥飯

ヲ炊クノ法ナリ然レモ麥ヲ瀹ルハ其滋養分

ヲ失フヲ以テ之ヲ瀹ズシテ四五日水ニ浸シ置

キ米ト交ゼテ常ノ水加減ニテ炊クヲ良トス但

シ沸騰スル前杓子ニテ拌シ常ヨリ少シク長ク

筆スベシ

○白粥 白粥ハ之ヲ焚クノ如何ニ因テ美味ニ

シテ且有益ナルモノナリ其焚法ハ沸騰シタル

片火ヲ減シテ可及的蓋ヲ開カヌ様ニシ未ダ少

シク生熟ナリト思フ片火ヲ減シ暫時其マ置キ

竈ヨリ卸シテ猶ホ暫ク筆シ釜ヨリ直ニ盛リテ

食フベシ但米ハ甚シク馨ガザルヲ良トス
 ○芋飯 甘藷、南瓜、里芋類ノ飯ヲ焚クニハ之ヲ
 細カニ切り米ト一所ニ入レ塩或ハ醬油ヲ少シ
 加ヘ常ノ水加減ニテ炊クベシ

○筍飯類 筍、剥躬、油揚等其外都テ骨董ノ飯ハ
 其物ヲ小片ニ截切シ少シ鹹シホカラキ程ニ煮置キ飯ヲ
 櫃ニ移ス片之ヲ混交スルナリ冷飯ニテ之ヲナ
 ス片ハ先瀹タル菜又ハ剥躬ヲ釜ニ容レ適宜ニ
 醬油ヲ加ヘ其上へ冷飯ヲ容ムル温火ニテ緩々焦
 着スルマデ之ヲ焚キ已ニ其度ニ至ラハ直火

ヲ滅シ暫時笔シ置キ然ル後ニ拌スベシ

○漬物類

○澤庵漬 大根百本ニ鹹キハ塩三升ニ糠五升
 中ハ塩二升ニ糠五升甘キハ塩一升ニ糠四升ノ
 割合ニテ其食スル時節ヲ考テ漬クベシ

○浅漬 大根百本ニ糠一升麴三升塩二升五合
 ヲ和シテ漬ルナリ又生乾ノ大根ニ湯ヲカケ然
 ル後ニ漬ルトモアリ

○茄子塩漬 大茄子ナレバ百個ニ付塩三升小
 茄子ニハ二升五合位ノ割合ニテ漬ケ重キ石ヲ

以テ之ヲ壓スベシ但光澤ヲ發セシメント欲セ
バ燒明礬ヲ少シ加フベシ

○同麴漬 小茄子ヲ二月程塩ニテ漬ケ百個ノ
茄子ニ麴ト糠ト各々一升ツ、其漬汁ニテ溶キ
之ニ漬ケテ輕キ石ヲ以テ壓スベシ

○同芥子漬 小茄子百個ニ芥子粉一升五合酒
五合塩五合麴一升ヲ和シテ之ヲ漬ケ輕キ石ヲ
以テ壓スベシ又速ナルヲ要スル片ハ芥子粉ヲ
溶キ之ニ塩漬茄子ヲ容レテ拌ハスベシ

○梅干漬 梅一升ニ塩三合或ハ四合ノ割合ニ

漬ケ能ク漬キタル片其汁ヲ搾リ之ヲ以テ紫蘇
ヲ能ク揉シ一日間モ之ニ漬ケ置キ晴天ノ片出
シテ干スベシ

○糠味噌漬 生糠一升ニ炒塩二合ノ割ニテ作
レバ毎歳用ルヲ得ベシ但シ糠ハ粉米ヲ去リテ
容ルベシ然ラガンバ酸氣ヲ生スルノ恐レアリ
且再三拌攪スルヲヨシトス

右ノ外瓜、胡瓜、菜漬、切漬類トモ其大小ト数トヲ
計リ食スベキ時節ニ塩加減ヲスベシ又胡瓜ノ
苦味アルハ之ヲ漬ル先ニ其鹽ノ方ヲ少シ切捨

テ一時間餘モ水ニ浸シ置キテ漬クベシ

○物ヲ軟カニ煮ル事

○野菜物 ソラマメ 蠶豆、豌豆、其他総テ野菜物ノ硬クナ

リタル者ヲ早ク軟ニ煮ルニハ 炭酸 曹達ヲ少シ

加ヘテ煮ルベシ軟ニナルヲ速ニシテ且大ニ益

アリ

○小豆 小豆ヲ早ク煮ルニハ砂糖ヲ少シ入レ

テ煮ルベシ

○干瓢 干瓢ハ先ッ水ニテ洗ヒ塩ニテ揉ミ其塩

ヲ洗ヒ去リテ後チ煮ルベシ

○貝類 石決明、榮螺等ノ貝類ヲ軟ニ煮ルニハ

蘿蔔ニテ能ク之ヲ敲キタル後チ大根ヲ小口ヨ

リ截切シテ米糠ト一緒ニ能ク煮ルベシ

○乾海龍 乾海龍ハ先ッ一晝夜程水ニ浸ケ置キ

其後チ藁ヲ少シ入レテ水煮ヲナシ清水ニテ能

ク洗ヒ然ル後チニ味ヲ着クベシ

○魚類 魚類ヲ骨マデ軟ニ煮ルニハ 山査子 山査子ヲ

二三粒入レテ煮ルベシ 甘露 甘露煮ト稱スルモ

ノモ皆此法ナリ

○蛸 蛸ヲ軟ニ煮ルニハ茶ヲ少シ容レテ煮ル

ベシ

○豆腐 通常ノ豆腐ヲ絹漉ノ如ク軟カニナスニハ之ヲ煮テ沸騰スル頃キマシ曹達ヲ少シ容ルベシ

○日常惣菜表

惣菜ハ日々ノ一ニシテ其品モ亦多ケレバ一々之ヲ記スルノ小冊ノ能ク得ベキ所ニ非ズ故ニ今略表ヲ作テ之ヲ示ス宜ク時ニ從ヒ取捨折衷シテ調理スベシ

以下諸表ハ皆臨時ノ考ニシテ授讀ナル為ニ

俗語 俗字 ヲ用ハ

精選之部

豆腐

ひつちぢぢのり
はつちぢぢのり
あんのけぢぢのり
山のけぢぢのり

のりぢぢ
ハちぢぢのり
冷奴ぢぢのり
煮奴ぢぢのり

木のめぢぢのり
いりぢぢのり
湯ぢぢのり

油揚

ひとぢぢのり
らぢぢのり
油揚ぢぢのり

油揚ハ大根
芽ぢぢのり
ぢぢのり

油揚ハ大根
油揚ハ大根
ぢぢのり

牛房

きんぢぢのり
たぢぢのり

ぢぢのり
牛房のぢぢのり

新ぢぢのり
牛房のぢぢのり

豆

ひまめ
なつちぢぢのり

豆ハひとぢぢのり
ぢぢのり

豆ハひとぢぢのり
豆ハひとぢぢのり

大根

おろぢぢのり
りぢぢのり

大根のおろぢぢのり
だぢぢのり

大根のおろぢぢのり
乾ハ大根

茄子

茶せんぢぢのり
あぢぢのり

あぢぢのり
あぢぢのり

あぢぢのり
あぢぢのり

菜

あぢぢのり
よぢぢのり

あぢぢのり
あぢぢのり

あぢぢのり
あぢぢのり

本草綱目 卷之十一 雜考

芋

ゆいむいきあへ
いものまこあへ

まつまいもあへ
ハツの黄つち

あふろ芋あへ
里のいもきね

切

乾

切乾考附
きりゆいあへ

切ゆいあへ
切ゆいあへ

切干三まいあへ

人

参

人参のあへ
まふんあへ

人参のあへ
人参のうまみ

人参のあへ

三

葉

みんまあへ
みんまあへ

みんまあへ
みんまあへ

みんまあへ

薬

弱

とろとろあへ
あつとろあへ

とろとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ

汁

あつとろあへ

あつとろあへ

あつとろあへ

雑

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ

魚類の部

鰯

いりりのあへ
いりりのあへ

いりりのあへ
いりりのあへ

いりりのあへ

貝

類

むきみあへ
むきみあへ

むきみあへ
むきみあへ

むきみあへ

海

老

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ

鮎

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ

松

魚

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ

鮫

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ
あつとろあへ

あつとろあへ

本草綱目 卷之十一 魚類の部

塩物

種のお餅びき
鞋の下の塩

塩びきます
さとのうーい

塩びんま
いもの肴びん

干物

ろさるの干物
たのべの干物

きんまの干物
きんまの干物

うぬたの干物
ひだろうあふ

鮎鯖

あつたて
さなのえそづけ

さなのえそに
あぢのちんぎり

さなのあま
さなのあま

煮付

ぎこのつくごみ
志やこの煮付

たこのさくら
さつものあつけ

ぎあのみつけ
あまんの煮付

鍋類

おんあうちん
どぞうあふ

いりあふ
あべ登き

さめあふ
捨あふ

雑

たまごき
らんあまき
あみのうらり
てんあふ
すじりの
あまのえそ

うらの子
あまのうらり
らんあふ
あまのうらり
はあふちん
まらあふ

あまのえそ
あまのえそ
あまのえそ
あまのえそ
あまのえそ
あまのえそ

第十二章 手製割烹ノ事

供饌ノ組織

二、古例式法等ノアルモノニシテ

婚禮祝儀等

ニ至テハ其法甚ダ多シ然レバ此書

ハ唯時ニ應シ

即席ニ調理シ得ベキノ法ヲ示ス

モノナレバ婦女タル者尤モ意ヲ用テ簡ニシテ

不敬ナラザル様ニスルヲ肝要ナリ其用ニ供ス

ベキ物品モ勉メテ通常偶々存在ノ物ヲ選ミ時

ト品トニ因リテ趣向ヲ立テ臨機應變ニ取捨ス

ベシ

○四季調理大畧表

同 秋

鯛の切身
まつたけ
〜ぎ
うるこび

栗よりひらた
あいたけ
甲りの根
わり山せう

貝の柱
板たまご
芋頭角切
はりこせう

同 冬

雑子
きんぐん
おくらげ
はり山せう

はも
すまいも
はりさんせう

大牡蠣
あぐた
飛落ぜんまん
ふきのとう
みそりけ

酒浸春

麹の子
房塩輕
よめあ
うら皮せん

むし里干細
ぬっ漬たぢ
せうらせん
福り法

生干四つ
房あん
文目くり
五味酒

同 夏

鯛の子
おみの
たぞ

刺干だ
平の
板くり

むしり干
小川小魚
ひらめ

同 秋

尚産塩
うま木は
喜まめ
角くり

橋菜たこ
七味
喜とうが

も之具
をせう
花のつと

同 冬

生干細
くげ
生くん

生平き
大丸わ
わやー

麴漬梅
久年母
たて

和物春

田あ
何さつき
ご備

い
木の芽
あえ

小床
うど
ご
さんせう

同 夏

生貝
ろに
あへ

舟の子
く
あへ

蛸薄く
本口切
び
あへ

同 秋

赤貝
ろに
あへ

丸
丸の
あへ

貝の柱
あへ
あへ

同 冬

ばり剥
ふきのとう
とそあへ

大
玉ご
とら

く貝
梅び
あへ

浸物春

馬刀
きんかん
さきくらバ
あくら平
うこぎ
切らるみ
きさんせう
あえふ
うどたんあや
ふりごま

同夏

刺干種
れんこん
けいののは
まとうごら
ゆみ茄子
花のつを
蒸せうご
た、炭まめ
口ありの巻
きざみらる

同秋

菜田作り
た、き牛房
とつごら
板せん厚
たいとうの巻
せん
ふりごら
あうき木
ご備
さんせう

同冬

たワらぎ
わうた
華ごら
ちりめんざこ
ゆびき
あさつた
生貝たんあや
あんかんせん
きざくららみ

煮物春

煮物の子
ふりあや
あんかん
生椎たけ
へぎ赤貝
いんのせん
つふい玉子
そらまめ
ひごうあはこ
へぎきり
菜のくき
ちづ

同夏

山吹い
むらびき
岩たけ花
むらびき
牛房
ち花あび
川たけ
ま油

同秋

鯉くづ
ろふねぎ
里まめ
葛引綱吸切
漬わらび
ゆつたけ
めうど
かる鴨
さくろき大根
はつたけ
すりワらび

同冬

鴨
全きふ
せり
朝の湯
大のき
糸こんあやく
めうど
薄塩鮭
糸ふりあや
塩作の子
松露
大根せん

焼物春

網切刃
こそ
はけ
ひらた
ちきせ
色付焼
大石うれあ
角切
色付焼

同夏

わらぎ
りうたご
大石あや
網焼
大あぢ
塩焼
たご
なまらび
鴨
全き

同 秋

○子切 〇子切 〇子切
小綱 香付焼

生干
あ海綱

ひらた
あんかけ
まりせうら

同 冬

のちぎり
つけ塩

あらを
焼ばけ

子持
のまか
焼

吸物春

花きす
がらふら

うほまき
すねか
めうぐさけ

むきび
せいご
毛抽

同 夏

丸むき
めうら

厚ぎたい
こそ
こま

たあぶ
水せん
りりさんせう

同 秋

きさより
ほそつめ

ワラ子ぎ
おもん
ぎ

きさぶら
くうとも
か

同 冬

あぶら
生のり

大名のき
らん
あふねぎ

あふそらめん
玉川のり
あきのら

取肴春

焼
綱

はまがり
あび
じん

粘漬綱
切づけの
生貝

同 夏

なまより
たて

小粘
焼
たて

水貝
あまのり

同 秋

小あぶ
たて

那葉
いあ

かふらね
せいぐいのり
とら

同 冬

綱
だいのり

焼
あん

小あ
山せう
焼
付

天 富 登 齊

卷 一

四十五 司 登

香物春

○沃庵大根
○奈良漬丸

○せり
○小松菜
一束之を漬

たろこを
粕漬
みそ漬

同 夏

丸
塩おし
丸漬
ぬの漬

志名漬
大根

ぬの漬
塩漬
塩おし類

同 秋

粕漬
半房
喜うり
うど。まんえん

塩おし
りみ大根
夕ぐし

味噌漬
茄子
お不ちや
まんえん

同 冬

沙漬
漬菜
芹塩おし

粕漬
大根
夕ぐし
丸

粕漬
茄子
味噌漬丸

以上ハ極メテ大畧ナリ 猶委細ヲ知ラント欲セバ既ニ料理通指南等ノ書アリ就テ見ルベシ

臘魚調理

塩ヲ去ル事 魚類又ハ蔬菜ノ塩ヲ速ニ去ル

ニハ柿ノ葉ヲ揉推シテ浸シタル水中ニ容レ置

テ再三其水ヲ更フベシ 秋季ニ至リテハ生漬ヲ

水ニ注キテ用中ルモヨシ又其漬物ヲ白湯ニテ

煮清潔ニ洗ヒタル海綿ヲ其中ニ入ルレバ海綿

ハ其塩氣ヲ吸収シテ塩氣全ク去ルト云フ

塩鯛 精良ノ塩鯛ヲ二三日米泔ニ浸ケ能ク

塩ノ去リタル片清水ニテ清潔ニ洗ヒ毛ノ如ク

織碎シテ吸物トシ又湯煮ヲナシ置キテ薄味噌

ノ吸物トシ又ハ煮浸ニシテ鉢肴ニモ用ウベシ
 ○塩鱈 水ニ浸シテ塩ヲ去リ昆布ヲ添ヘテ吸
 物トシ或ハ獨活慈姑ナド、甘煮トナス但シ甚
 シク塩ヲ去ル片ハ却テ味ヲ失スルモノナリ注
 意スベシ

○塩鱈 少シク塩ヲ去リテ用ウル片ハ生肉ニ
 劣ラガル者ナリ吸物盤、焼物ニモ用ウベシ

○塩鯽 方截シテ湯煮ヲナシ置キ白酒ヲカケ
 テ鉢肴トシ又ハ長皿ニモ用ウベシ

○塩鮭 截切シテ一晝夜間豆渣ニ漬ケ置ク片

ハ塩氣去リテ味極メテ佳ナリ之ヲ粕漬、糍漬又

ハ軒肉、鱈皿、大猪口、小盤、カクニキリモ用ウベシ

○塩鯨 身鯨ハ吸物或ハ汁ト為スベシ白身ハ

小片ニ切り沸湯ニ投シ暫クシテ清水ニテ數回

洗ヒ或ハ晒シ軒肉又ハ酢味噌ト為スベシ

○塩鯖 塩ノ淡ナルハ甚タ佳味ナリ鯖、茶碗、刺

鯖トナシテ食フベシ又能ク洗ヒ焼キテ中皿ニ

モ用ウベシ

○塩鯉 岩城産ト淡塩ト兩様アリ岩城産ノ精

良ナルモノハ糟吸物トシ又淡塩ノモノハ湯煮

ニシテ干羽、煮、酢煎、茶碗等ニナスベシ

○干魚調理

○干鯛 氷消ニ四五日浸シ置キ日々水ヲ更ヘ能ク浮大ニナリタル片水ヨリ出シテ水氣ヲ去リ半日間大陽ニ乾晒シ夫ヨリ用ウベシ

○干鱈 二日程水ニ浸シテ用ウルモアリ又水ニ浸サズ直ニ洗テ調理スルモアリ

○畧鰯 是ハ白洲ト云フ魚ヲ干タル者ニテ燒

キテ醬油ヲ點スルハ通例ナリ之ヲ吸物ニスルニハ二日程水ニ浸シ置キ生色トナリタルキ獨

活ヲ添ヘテ吸物トセバ白魚ノ代用ヲナスベシ

○干鱈 五七日水ニ浸シ置キ再三水ヲ更ヘ浮

大ニナリタル片水ヨリ出シ又半日間大陽ニ

テ乾晒シ皿、交繪、硯蓋等ニ用ウベシ

○生鱈節 大片ニ截切シ薄醬油ニテ煮アゲ葛

汁ヲ注ケテ平鉢トシ又燒塩ヲ糝ケ麥酢ヲ注テ

中皿トスベシ其外用中方種々アルベシ

○鰯 鰯ハ用中方種々アリ水ニ浸シテ煮又即

席ニハ燒キテ細裂シ味淋醬油ヲ着ケテ用申或

ハ浸シ鰯ヲ光澤煮ニシ又ハ葛汁ニテ煮ル等其



家事經濟訓卷之一終
 時ト其人ノ年齒ト強弱ヲ見テ調理スベシ
 ○干鮓 能ク水ニ浸シ置キ酢鮓又ハ櫻煮或ハ
 芋鮓トナシテ用ウベシ
 ○鮓 下品ナレバ滋味ヲ去リ煮浸トナシ花鮓
 多ク^{フリカ}糝ケテ中皿トナスベシ此滋味ヲ去ルニ
 ハ米泔ニ五六日浸シ置キ再三水ヲ更ヘ能ク洗
 ヒ之ヲ淪ル片錢ノ火箸ヲ赤ク燒キテ度々其中
 ニ差込ムベシ其他煮物燒物等其ノ法甚ダ多シ
 今皆之ヲ略ス

卷之二目錄

第十三章 手輕洋食割烹ノ事

- 羹汁
- 油煮
- 油煎
- 蒸燒
- 炙肉
- 卵燒



第十四章 住居ノ事

第十五章 什器ノ事

- 銕氣ヲ抜ク法
- 米ニ虫ノ付又法
- 塗物ノ漆臭ヲ抜ク法
- 土瓶ノ漏ヲ止ル法
- 象牙ノ色ヲ復スル法
- 木器ノ虫蝕ヲ防ク法
- 硝子器ヲ洗フ法

第十六章 洒掃ノ事

第十七章 庖廚注意ノ事

第十八章 家事出納計算ノ事

附 簡易帳簿雛形

○雜費出納帳雛形並ニ記載法
○日々出入帳雛形並ニ記載法
○出納金日表雛形

第十九章 婢僕取扱ノ事

第二十章 出火注意ノ事

○烟筒ニ火ノ移リタル片ノ處置
○衣服ニ火ノ移リタル片ノ處置
○石油ニ火ノ移リタル片ノ處置
○燈油ニ火ノ入リタル片ノ處置

第廿一章 理髮ノ事

○頭髮用具ノ油污ヲ脱ス
○髪の毛ノ縮ヲ伸ハス

卷之二目錄終



家事經濟訓卷之二

青木輔清



羽山尚徳校訂

第十三章 手輕洋食割烹ノ事

洋食モ亦我國ノ會席ニ汁五菜三十六献立ノ了
ルカ如ク其品類數多ニシテ割烹モ種々ノ法式
アレバ小冊ノ能ク記シ盡スベキニ非ズ且我國
ノ民間ニ在テハ未ダ之ヲ必用トセズ故ニ唯簡
易ノ法二三ヲ示スベシ
洋食ヲナス片牛肉、鳥肉ノ如キ硬キモノハ左手

二三又ヲ持チ右手ニ庖刀ヲ把リ三又ニテ其肉
ヲ擣ヘ右手ノ庖刀ニテ之ヲ切り左手ノ三又ニ
刺シテ食フベシ又魚肉及ビ凝固物ハ右手ニ三
又ヲ持チ之ヲ摧キ刺シテ食スベシ其軟ナル凝
固物及ビ汁物類ハ右手ニ匙ヲ持チ酌ミテ飲ミ
又ハ少シ食フベシ譬ヘ汁物タリ凡直ニ口ヲ器
皿ニ接ケテ吸フベカラズ
麵包ハ手ニテ裂クヲ良トス庖刀ニテ截ル勿
レ且手ヲ汚スコトアリ凡口ニテ嘗メ或ハ食
卓ニ醜態ヲ拭フコト勿レ殊ニ卓上ノ菓物ヲ他所

ニ持去ルガ如キハ尤モ耻ヅベキナリ
十種ノ食未ダ食ヒ了ラザル片ハ庖刀ト三又ト
ヲ十字形ニ皿上ニ置クベシ其之ヲ皿上ニ並べ
置ク片ハ其食餌未ダ食ヒ盡サズト雖モ已ニ之
ヲ食フヲ欲ヒザル者トナシテ執薦者之ヲ持去
ルナリ総テ洋食ハ三又、庖刀、匙、等ニテ食スルモ
ノ故其器皿ニ觸レテ音ノセザル様注意スベシ
洋食ヲ供スルニハ香料、燒塩、膝拭、麵包、牛酪、等ハ
缺クベカラザルモノニ付食前ヨリ食卓ニ上セ
置クベシ其他庖刀、三又、口拭、匙、楊子、等モ用意怠

ルベカラズ
 食後ニ嗽茶碗ノ如キ硝子器ニ水或ハ温湯ヲ盛
 リテ出スベシ是ヲ飲料ト誤ルヲ勿レ是ニテ唇
 又指頭等ヲ洗ヒ膝掛ケノ木綿巾ヲ以テ之ヲ拭
 フベシ

○羹汁 羹汁ヲ製スルニハ牛或ハ雞肉ヲ細カ
 ニ切り之ヲ同量ノ冷水ニ入レ温火ニテ徐々ト
 煮漸ク其火氣ヲ熾ニシ沸騰セシムルヲ十五分
 時間許ニシテ乃チ布ヲ以テ漉滓ヲ漉シ去リ此
 汁ニ塩少シヲ和シ蛎温飽卵焼ノ類其他好佳ノ

物品ヲ細片ノ霰或ハ花形ニ截切シテ之ヲ加ヘ
 甘味其宜シキヲ斟酌シテ用ウベシ但實ハ多カ
 ラザルヲ良トス
 ○油煮 魚鳥獸肉類共ニ用ウ魚類ハ鯛比目魚
 鰈鱸其外淡味ノ小魚ヲ良トス其法先鱗腸ヲ去
 リ能ク洗ヒテ水ヲ拭ヒ取り始メニ小麥粉ヲ以
 テ之ヲ被ヒ次ニ雞卵ノ黃肉ニテ其上ヲ被ヒ夫
 ヲリ麵包ノ細末ニシタルモノヲ糝カケ之ヲ牛
 油ノ沸騰セル中ニ投シ両面茶色ヲ帶ルヲ度ト

シテ揚ルヲ我國ノ天麩羅ニ同ジ小犢羊豕又ハ

雞、家鴨等ノ鳥類モ此方法ニテ煮ルベシ其味ノ濃淡其人ノ適意ニテ醬油又ハ燒塩ヲ糝テ食フベシ

油煎 牛肉ヲ細切シ庖刀ノ脊ニテ能ク之ヲ敲キ油煎鍋ニ牛酪少シヲ溶解セシメ之ニ其肉及ビ葱ノ細片并ニ胡椒、塩等ヲ適宜ニ加ヘ火ニ上セ皆茶色ニナリタル片悉ク之ヲ皿ニ移シ其跡へ小麥粉ヲ少シ入レ其粉ノ茶色ニナリタル片塩水ヲ少シ灌キテ沸騰セシメ其液汁ヲ漉シ前ノ肉ニカケテ供スベシ

○蒸焼 雞、家鴨、雁、鳩等ハ羽毛及ビ腸胃穢物ヲ去リ其肉ニ葱、麵包粉、塩等ヲ填メ或ハ牛酪ヲ塗り成ル可ク形容ヲ失ハザル様注意シテ丸燒ヒスルヲ常トス然レモ今我民家ニテ料理セント欲セバ一人ニ一個ヲ充テ之ヲ截切シ牛酪ト塩トヲ混合シタルモノヲ塗リテ燒炙シ醬汁ヲ澱キテ供スルヲ簡易トス獸肉モ亦同シ牛肉ハ脊骨ニ副ヒタル所ヲ最上トス是等ハ皆骨ノニテ燒クベシ

○炙肉 牛肉ヲ塩水ニテ洗ヒ水氣ヲ拭ヒ取り

庖刀ノ脊ニテ能ク叩キ胡椒ト塩トヲ糝ケ彘油
乃至牛油ヲ濺キ火氣ノ適度ニ透徹スル様ニ炙
クベシ

○卵焼 大抵我國ノ卵焼ニ異ナラズ唯洋食ニ
ハ半熟ヲ常トス先雞卵ノ白蛋ト黄肉トヲ分チ
茶筌ノ如キ者ヲ以テ白蛋ヲ十分ニ混攪シテ泡
沫ノ如クニナリタル片黄肉ト塩少シトヲ和シ
復攪拌シ燒鍋ニ脂ヲ塗リ既ニ鍋ノ燒ケタル
片ヲ度トシテ其卵ヲ入レテ燒クナリ之ニ細切
シタル鳥肉ト葱トヲ其内ニ混和シテ燒ク法モ

アリ其外又煎卵等數法アリ

○馬鈴薯ハ淪タル後チ皮ヲ去リ熬肉、煮肉等ノ
點粧トナシ又ハ塩ヲ糝ケテ食スルアリ或ハ
牛酪ニテ熬着クルトモアリ

第十四章 住居ノ事

人生中ノ必用ニシテ一日モ缺クベク
ノハ衣食住ノ三ツナリ凡ソ職業ニ從事シ
テ迎へ一家ヲ成スニ缺ク可ラザル者ハ住居ナ
リ又身體ノ健康ニ関シ一家ノ經濟上ニ要用ニ
シテ最モ注意セズンバアルベカラザル者モ住

居ナリ

家屋ハ購求スベキカ又ハ僦借スベキカ是レハ
 各人ノ尤モ注意熟考セズンバアル可ラザル所
 ナリ夫レ一家ヲ所有スルニ足ルノ資力アル人
 ニシテ家屋ヲ有スルハ實ニ其人ノ一大快樂ニ
 シテ且其費用モ僦借ニ比スレバ幾分カ省クヲ
 得ベシト雖モ中等以下ノ財産ヲ有スル人ハ一
 朝不虞ノ災厄ニ罹ル^{ハカラザル}片ハ或ハ一家為メニ破産
 スル^{ハカラザル}トナキニ非ズ故ニ家屋ヲ購フノ金ヲ以テ
 職業ノ資本ト為シ猶ホ一層家産ヲ富マシ災害

ニ罹ル^{ハカラザル}片撓ミ衰フルノ患ヒナキニ至テ始メテ
 家屋ヲ購求スルヲ萬全ノ策ト云ハンカ世人多
 クハ家屋ノ購求ヲ先ニシ其所ニ移轉スルノ日
 ニ至ル^{ハカラザル}片ハ資産已ニ盡キテ窮困ニ陥ルモノ往
 タ少シトセズ斯ノ如キハ其家業ノ繁昌甚ダ期
 シ難シ然レ^{ハカラザル}片其職業ノ如何ニヨリテハ或ハ家
 屋ノ外^ニ貌ヲ修飾セザルヲ得ザル者モアランカ
 此レ其職業ト識見ニ由テ異ナレバ熟^クラ之ヲ考
 フベキノミ
 住居ヲ購求シ又ハ借家セント欲スル片ハ其職

業ニヨリ異同ナキ能ハズト雖モ第一高燥ニシテ濕氣ナク空氣ノ流通快裕ナルヤ近傍ニ清水アリテ需用ニ足ルベキヤ交際ノ便否如何ヤ近隣ノ職業ハ何ナリヤ水火ノ變ニ遇ヒタル片之ヲ避クルノ便否如何ヤト深ク慮リ細カニ考ヘテ之ヲ定ムベシ

家屋居室等ハ南向ニシテ太陽温和ノ氣ヲ十分ニ受ルヲ要ス是レ温暖ニシテ薪炭衣服ノ費用ニ関スル人ミナラズ身體ノ健康ヲ保全シ氣力ヲ存養スルニ大切アレバナリ

居室ハ清潔ニシテ空氣ヲ流通ヲ快疏ナラシムルヲ要スト雖モ戸隙ヨリ入ル所ノ風ハ甚ダ健康ニ害下リ又廁ハ勉メテ清潔ニスベシ病根ハ多ク廁ノ不潔ヨリ生スルナリ故ニ若シ惡臭甚シキトキハ綠礬ヲ水ニテ溶解シ之ヲ撒布スベシ平日ハ樟腦ヲ紙ニ包ミテ廁中ニ吊シ置クヲ良トス

不潔汚穢ナル氣ノ室内ニ籠ル片ハ大ニ健康ヲ害ス故ニ毎日時ヲ定メテ盡ク窓ヲ開キ不潔汚穢ノ氣ヲ去リ新鮮ノ空氣ト入レ更フベシ又室

内ニ於テ火ヲ燃スモ空氣ノ流通ヲ快感ニシ室
内ナル不潔汚穢ノ氣ヲ去ラシムト云フ
室内ニ新鮮ノ空氣ヲ流通セシムルヲ獨リ人
生ノ健康ニ大利アルノミナラズ亦室内ヲ乾燥
ニスルニ宜シ凡ソ新壁新材木等ハ濕氣ヲ生ス
ルヲ多クシテ人身ニ害アルヲ甚シ試ニ其證ヲ
舉グバ什器壁面ニ黴ヲ生シ衣服澣物ニ汚斑ヲ
発シ終ニ是ヨリ疾病ヲ醸スニ至ルナリ故ニ止
ヲ得ズシテ新居ニ移ル片ハ度々窓ヲ開キ而シテ
テ塩酸加爾幾或ハ硫酸古羅爾加爾幾ノ溶液ヲ

器ニ盛ルテ之ヲ室ノ隅ニ置クベシ
家屋ヲ永久堅固ニナサンヲ欲セバ依令少シタ
リテ損所アルヲ見タル片ハ即時ニ修補スベシ
雨漏等ハ尤モ害アリ少シナリトテ放置スル片
ハ異日天壞トナリテ終ニ復ビ修補スルヲ能ハ
ザルニ至ルベシ

第十五章 什器ノ事

什器ハ家屋ニ属シタル要用ノ物ニシテ一家ヲ
成スニハ必ず無クンバアルベカラザル所ノモ
トナリ然レバ其品位ハ精粗トモニ際限アルヲ

ナシ今此書ハ民間日用女子ノ心得ベキ家事ノ
經濟ヲ主トスルガ故ニ室房ヲ粧飾スル華美至
重ナル器物ノ如キハ畧シテ載セズ只廚具ノミ
ヲ示サントス夫レ器物ハ之ヲ取扱フノ如何ニ
因テ大ニ損益アルヲ以テ主婦ヨク萬事ニ配慮
シ必ズ下婢ナドニ委任スベカラズ
什器ハ何物ニ限ラズ購求スル片念ヲ入レテ其
品質ノ良否ヲ視定メ且不用無益ナルモノヲ購
求ザル様ニシ能ク後日ノ得失ヲ推考シ便利ニ
シテ損失ヲナキヲ要トスベシ必ズシモ低價ノ

ミヲ儉約ナリト思フベカラズ又我好ム所ニ任
スベカラズ世間ノ婦女子輕卒ニシテ前後ヲ顧
ミズ漫リニ購求シテ後日悔恨スル人多シ慎マ
ズバアハルベカラズハ何物ニ用ルベキハ
膳椀茶碗ノ類ヲ購フニモ亦能ク心ヲ用キテ無
益ナル徒費ヲ省キ通例ノ物品ヲ擇ブベシ若シ
風流ナリトシテ奇異ナル品ヲ購ハシニ若シ過
テ其一ヲ破損セバ復タ之ヲ整ヘントスルモ致
シ難シ且多ク入用ノトアリ凡之ヲ整頓スル
易カラザルベシ故ニ仮令低價ナリ凡奇異ノ物

品ハ購求スベカラズ多クハ無益ニ属スベシ
器物ハ常ニ勉テ清浄ニスベシ殊ニ食物ヲ盛ル
所ノ器物ハ注意シテ清潔ニスベシ如何程美味
佳肴タリトモ器物不潔ナルキハ其味悪シキヲ
覺フルモノナリ且甚ダ不敬ナリ故ニ箸膳碗等
能ク汚穢ナラザル様意ヲ留メテ洗ヒ拭フベシ
庖厨ノ什器ハ硝子又ハ陶器ヲ用ルハ健康ニ害
アラズト雖モ破損シ易シ銅器ニ鍍錫シテ用ウ
ルハ良トス然レモ鍍錫薄ケレバ銅氣漏レ其内
部ニ含有スル所ノ鉛氣ヲ食物ニ移スアリ是

レハ甚ダ人身ニ害アリ○其鉛氣ノ有無ヲ試
ムト欲ヒバ稀硫酸一滴ヲ灌グズニ鉛氣アル片
ハ忽チ白色ヲ現ハシ之ナキ片ハ依然トシテ變
ズルヲナシ
鍍器ハ人身ノ為ニ良シト雖モ食物ニ黑色ヲ帶
バシムルガ故ニ十分ニ鍍氣ヲ抜キ常ニ錆蝕セ
ザル様注意スベシ○其鍍氣ヲ去ルニハ蕎麥湯
ヲ入レテ煮出スベシ但鍍瓶等ノ如キハ外部ニ
蕎麥湯ヲ濺クベカラズ大ニ光澤ヲ失フノ恐レ
アリ

箸ハ竹木象牙ヲ最上トス銀モ亦良シ鉛、亜鉛、等
ハ害アリ用ウベカラズ
雨傘ハ濕シタルマ、放却シ置クベカラズ一度
ニテ其紙黒色ヲ帶ビ兩三度ニシテ必ず腐レ敗
ルナリ故ニ夜分ト雖モ必ず其マ、放却セズ直
雜巾ニテ溜水ヲ拭ヒ去リテ関キ置クベシ此
モ亦經濟ノ一端ナリ
米櫃ハ夏ハ別シテ能ク掃除シ度々日ニ曬ラス
ベシ然ラザレバ忽チ虫ヲ生シ惡臭ヲ發シテ終
ニ食スベカラザルニ至ル不經濟ノ大ナル此ヨ

リ甚タシキハナシ故ニ米ノ盡ントスル片ハ其
殘米ヲ洗桶ニ移シ、米櫃ノ内部ヲ拂ヒ清メ、糠ノ
ナキ様ニシテ日ニ曬シタル後新春米ヲ入ルベ
シ、決シテ故米ノ上へ入ルベカラズ○又米ノ虫
ヲ防ガント欲セバ南天ノ枝ヲ葉ノ存セルマ、
米中ニ挿ミ置クベシ又米ヲ柿油紙ノ袋ニ入レ
置クモ良シト云フ
○新製ノ塗物ハ漆臭アリテ甚ダ惡キモノナリ
此臭氣ヲ去ルニハ米泔ウルシノカヲ微温ニシ之ヲ暫時其
器ニ注ギ置クベシ

家事經齊 卷之二 十一 同 見

○土甃、土鍋、其他陶器ノ漏洩ヲ止ルニハ線香ヲ糊ト練リ合シテ其瑕所ニ塗擦スベシ

○総テ席上ニ敷キタル毛氈、薄縁ノ類ハ再三振テ能ク其塵埃ヲ拂ヒ去ルベシ然レバ唯不潔ナルノミナラズ此ガ為ニ其質脆薄トナリテ損傷速ナルモノナリ

○象牙ノ茶色ニ變シタルヲ白色ニ復セシメン

ト欲セバ輕浮石ノ粉ト水ニテ能ク之ヲ洗ヒタル後硝子ヲ其上ニ蔽ヒ太陽ニ照スベシ

○箆筭、書篋、其他木製ノ器物ノ虫蝕ヲ防ガント

欲セバ格魯兒水銀名茶ヲ水ニテ溶解シ刷毛ニテ其器ニ塗ルベシ此液ハ無色ナルヲ以テ何色ノ器ニ塗ルトモ其色ヲ變スルナシ

○硝子器、陶器等ノ如キ熱湯ヲ注キテ破裂シ易

キモノハ冷水ニ塩ヲ加ヘ之ニ其器ヲ浸シ緩火

ヨリ漸次ニ火氣ヲ強メテ能ク煮ルベシ是レ其銳キ性ヲ緩メテ鈍カラシムルガ故ニ容易ニ破

裂セザルナリ

第十六章 洒掃ノ事

毎日正堂及ビ庖厨等ヲ掃除シ什器ヲ清潔ニス

ルハ唯家政ノ良則ナルノミナラズ身體健康ノ
為ニモ亦大効アリ故ニ室隅棚上ハ勿論瑣細ノ
物ニ至ルマデ注意シテ洒掃ヲ怠ルベカラズ若
シ掃除ヲ怠ル片ハ塵埃堆積シ自然空氣中ニ飛
混シテ人ノ呼吸ト共ニ腹中ニ入ルナリ是レ大
ニ健康ヲ害ス故ニ煤拂等ヲナシタル片ハ其塵
埃ノ全ク散去シタル後チニ入ルベシ
洒掃ハ女子ノ掌ル所ナレバ尤モ注意シ洒掃ノ
際什器ヲ損セザル様ニナシ室隅棚上及ビ戸障
子等ニ至ルマデ塵埃ノ遺ラザル様丁寧ニスベ

シ厠^ノ如キ不淨ノ所ハ殊更掃除ニ念ヲ入ルベ
シ内^ノ如キ不淨ノ所ハ殊更掃除ニ念ヲ入ルベ
硝子窓ハ毎朝其濕氣ヲ拭ヒ去ルベシ是レヲ拭
フニハ洋絨乃至軟質ナル紙ヲ良トス又甚ダ汚
レタル片ハ燒酎或ハ石油ヲ以テ拭フベシ硝子
鏡モ亦此ノ如クシテ其曇リヲ去ルベシ
玻璃器及ビ陶器ノ汚レ或ハ惡臭アルモノハ之
ヲ水ニテ濡ラシ木炭ノ粉ヲ着ケ暫クシテ温湯
ヲ以テ洗フベシ
油器殊ニ硝子燈等ハ曹達水或ハ灰汁ニ燒石灰

ヲ少シ和シテ洗フヲ良トス其他何品ニテモ砂
ヲ以テ磨クコトヲ忌ム器財ハ皆此法ヲ用ウベシ
煙艸盆、唾壺等ハ毎朝其内外トモ清淨ニ洗ヒ其
底下二三滴ノ水ヲ注キ置クベシ又手水鉢ノ水
モ毎朝取換フベシ汚濁トナリテ臭氣ヲ發スル
ニ至レバ亦人身ニ害アリ
行燈、硝子燈等ノ如キハ必ず晝間ニ掃除シ硝子
燈ノ心ハ曲ラヌ様ニ先ヲ剪ミ切ルベシ硝子燈
ノ内部ノ汚レタル片ハ湯ト眞珠灰トニテ洗ヒ
全ク乾キタル後チ油ヲ注クベシ

塗物ハ長ク湯水ニ浸シ置クベカラズ或ハ剝脱
シ又ハ離解スルノ恐レアリ其洗ヒタル片ハ濕
氣ノ全ク去ルマデ拭フベシ拭巾ハ軟質ナル布
ノ少シ濕ヒタルモノヲ良トス
黃銅ノ器ヲ常ニ光澤アラシムルニハ水三合ニ
燒明礬五分ヲ和シテ沸騰セシメ之ニテ其器ヲ
洗ヒ乾キタル後チ磨粉ニテ之ヲ磨クベシ
盪ノ汚レタルヲ清潔ニスルニハ塩ヲ少シ加ヘ
タル湯ニ布ヲ浸シ能ク絞リテ拭フベシ

第十七章 庖厨注意ノ事

凡ソ一家ノ經濟ハ庖厨ニ関ルノ事務尤モ繁多ニシテ且極メテ緊要ナリトス故ニ其措置ヲ誤ル片ハ一家ノ經濟是ヨリ破レ家産衰乏シ其家終ニ亡ブルニ至ル慎マザルベケンヤ

庖厨ノ注意ニ就テ主婦ノ第一ニ忘ルベカラザル所ノモノハ自ラ夙ニ起ルト萬事婢僕ニ任托セザルト婢僕ノ事務ニ規則ヲ定メ置クノ三ツ是レナリ主婦毎朝夙ニ起キザル片ハ其日ノ諸事必ス撻ラズ萬吏婢僕ニ任托スル片ハ徒費多ク婢僕ノ事務ニ規則ナキ片ハ事必ズ遲緩踈略

ニ流ル、ナリ

毎夜寢所ニ入ル前ニハ必ず火消壺ヲ始メ総テ火ヲ扱フ所及ビ戸締ヲ巡視シ又蠟燭摺附木提燈其外緩急ノ時必用ナルモノハ何時ニテモ差支ハザル様常ニ用意怠ルベカラズ
 押入、戸棚等ハ度々檢閲シ若シ腐敗スベキ物アラバ速ニ處置スベシ世間ニハ彼モ貯ヘ置クベシ、此モ藏ムベシト吝ミテ出サズ終ニ腐敗スルニ至テ始メテ婢僕ニ與ヘテ喰ハシムルモノアリ是レ大ニ經濟ノ主義ヲ知ラザルナリ若シ腐

敗スベシト認ムル片ハ早ク之ヲ與フベシ然ル
片ハ婢僕モ其惠ニ感ジテ^{ホネ}労働ヲ厭ハズ奔走
スベク且健康ニモ害ナシ是レ婢僕ヲ使フモノ
、尤モ注意ズベキ所ニシテ經濟ノ要趣ナリ
凡テ扉アルモノヲ閉サズ蓋アルモノヲ覆ハズ
又抽斗ノ類ヲ抽放シニスルガ如キハ其器アリ
ト雖モ無キニ均シク却テ猫鼠ノ為メニ損害セ
ラレテ用ヲ為スベキ器具、食スベキ物品モ徒ラ
ニ廢棄スルニ至ルベシ故ニ主婦タル者能ク此
ニ注意シ寝ルニ望マバ必ず其取締ヲナスベシ

汚レタル器物ハ速ニ洗ヒ清メテ之ヲ藏ムベシ
若シ懶惰シテ其汚レヲ放却シ置キ時ニ臨テ
急ニ之ヲ清メシト欲セバ陶器ハ破碎シ漆器ハ
剥脱スルノ恐レアリ殊ニ食後ノ器物ヲ其マ、
放置スルハ甚ダ見苦シキモノナレバ必ず怠ル
ベカラズ
水瓶ハ都度蓋ヲナシ水ハ節々更フベシ、誤
テ蓋ヲセザレバ、夜ハ或ハ鼠隔斗テ死シタルヲ
知ラズ、之ヲ汲ミ用ウルヲアリ又夏日ハ四五日
モ水ヲ更ヘザレバ水中ニ虫ヲ生ジテ大ニ健康

ヲ害スニ至ルベシ
 飯桶ハ最モ清潔ナルヲ要ス故ニ内外トモ能ク
 洗ヒ少シタリモ濕氣ナキ様乾カシ置クベシ又
 冷飯ノ上へ暖飯ヲ盛ルベカラズ且飯桶ノ新製
 ニシテ木臭アルハ飯ノ早ク腐敗スルノミナラ
 ズ快カラズ又モノナリ此臭氣ヲ去ルニハ蕎麥粉
 ヲ少シ入レ之ニ熱湯ヲ灌キ蓋ヲナシテ其湯ノ
 冷ルマデ置クベシ
 米穀類ハ時々日ニ曝シテ濕氣ヲ去リ虫ノ生ゼ
 ザル様ニスルベシ又精米ハ決シテ一時多ク貯

フベカラズ且米ヲ洗フニハ殊ニ丁寧ニ研ギ能
 ク泔水ヲ去ルヲ緊要トス是レ唯味ヲ去テ甘カ
 ラシムルノミナラズ腐敗モ亦遅シ
 飯ヲ炊カント欲スルキニハ必ず飯桶ヲ撿シ其
 残飯ヲ見テ多寡ヲ計リ少シハ多量ナリト思フ
 程ニ炊クベシ又若シ飯ノ不足スルコトアリトモ
 温飩、蕎麥、饅頭、飯等ヲ買ヒテ補足トスルコト勿レ是
 レ亦不經濟ノ一ナリ
 焦飯、半熟飯等ヲ製スルハ是レ炊ク者ノ不注意
 ニシテ大ニ損ナリ又夏日殘飯アリテ腐敗ノ恐

レアル片ハ飯團ニシテ燒キ置クベシ然レ已
ニ腐敗シタルモノハ之ヲ燒クモ効ナシ此ノ如
キハ能ク洗ヒ蒸シテ食スルカ或ハ糗糲ト為シ
テ貯フベシ若シ糗糲トナサント欲セバ之ヲ乾
ス片必ズ漆器ヲ用ウベカラズ
飯桶ノ蓋ノ内部ハ再三之ヲ拭フテ蒸滴ノ飯中
ニ落チザル様ニスベシ其落入ル片ハ飯ノ腐敗
スルヲ速ナレバナリ○又飯ノ腐敗ヲ防ガント
欲セバ飯桶ノ中ニ梅干一個ヲ入レテ其上ニ飯
ヲ移スベシ腐敗遲シト云フ又新炊飯ヲ飯桶ニ

盛ル片ハ先杓子ニテ能ク壓シ置キ上部ヨリ順
ニ盛り飯桶ヲ入ルベキモノニ藏メテ空氣ノ竈
入セザル様ニナスモ其腐敗遲シト云フ
不時ニ魚鳥其他食料ヲ他ヨリ惠與セラレタル
片ハ之ヲ處分スルヲ肝要ナリ如何トナレバ若
シ不注意ニ由テ腐敗セシムル片ハ其無益ナル
ハ勿論惠ミタル人ノ心切ヲモ無ニスルナリ然
レモ不時ノ到來モノアルベシトテ豫テ之ヲ待
ツモノニ非ザレバ此ノ如キ片ハ先其物ト自家
ノ物ト孰レカ早ク腐敗スベク孰レカ久シク貯

フベキカラヲ檢シテ料理處置ヲ怠ルベカラズ
野菜魚類其他一切ノ物品ヲ多量ニ買置ク片ハ
自ラ廢物生シテ不經濟ノ基トナレバ要用品ノ
外ハ購求セザル様ニスベシ又紙ヲ儉約シテ行
燈ノ張換ヲ為サズ油ヲ吝ミテ油皿ニ滿ツルマ
デ注ガザルガ如キハ節儉ニ似テ却テ損アリ
此他味噌醬油等ニ儉ヲ生ゼザル様ニスルヲ香
物ヲ多ク出シテ色ヲ變ゼザル様ニスルヲ醬油
ヲ多分ニ注ギテ徒費セザル様ニスルヲ其外食
物ヲ猫鼠ニ奪ハレザル様ニスルヲ等萬事ニ注

意シテ其冗費ヲ省クハ肝要ナリ此ノ如キハ甚
ダ著ハレザレバ之ヲ小ナリトシテ顧ミザル片
ハ終ニ積テ大損トナルナリ故ニ瑣細ノ事ナリ
ト雖モ忽セニセスシテ注意スルヲ一家經濟ノ
大本ト云フ

第十七章 家事出納計算ノ事

凡ソ家計ハ其月々入ルベキ所ノ金ニテ諸事ヲ
處置スルハ肝要ナリ之ヲ入ヲ量テ出ルヲ為ス
ト云フナリ去ナガラ毎年過不足ナク生活スル
家ニテモ一朝不慮ノ災害ニ罹リ不時ノ費エテ

ルキハ遂ニ不足ヲ生スルガ故ニ家産是ヨリ傾
クベシ況ヤ月々其入ト出ルト相償ハサルノ家
産ニ於テオヤ去レバ主婦タル者ハ能ク節儉シ
テ冗費ヲ省キ生計ヲ理ムルヲ肝要ナリ
凡ソ人ハ其家業ト地位トニ由リテ大ニ差等ア
リト雖モ大抵一日ニ何程ノ入金アリ一年ニ幾
許ノ收獲アルベシトノ目的ナクンバアラス已
ニ其入ルノ目的アラバ此中ヨリ幾分ヲ出シテ
日常家事ノ入費トナシ幾分ヲ臨時ノ用ニ充テ
幾分ヲ積金トシテ非常ニ備ル等々其區分ヲ

立家主タル者之ヲ管掌シ必ズ入ヲ量リテ出ル
ヲ制スルノ計ナクンバアラス
譬ヘハ茲ニ日々五十錢ヲ得ルノ人アラバ一月
ノ入額ハ十五圓ナリ然ルヲ此人出入ノ計算ヲ
明亮ニセサルヨリ知ラズ識ラズ毎月其生計ニ
二十五圓ヲ費サバ仮令千圓ノ資産アリトモ僅
ニ八年餘ニシテ悉ク消却スベシ況ヤ若シ其間
ニ不時ノ失費アラバ五六年ニシテ一家滅亡シ
妻子凍餒ノ苦ニ陥ラン
然ルヲ此人能ク出入ノ計ヲ明カニシ日々得ル

所ノ五十錢ヲ以テ日常ノ活計ヲ處裁シ尚ホ此
中ヨリ日々十錢ノ費ヲ省ク片ハ一年ニハ殆ト
四十圓ノ多キトナルナリ苟モ出納ヲ明カニス
ル片ハ仮令多分ノ貨財ヲ増殖スルニ至ラズト
雖モ其得ル所ヲ以テ其日用ノ諸費ニ充テ尚ホ
幾分ノ臨時費ヲ貯フルヲ得ベシ
經濟ノ大意右ノ如シ故ニ先其收入ヲ量リ其内
ヨリ豫メ出費ノ限界ヲ定メ常ニ之ニ超ルナ
キヲ務ムベシ然レモ此事平常無事ノ日ニ於テ
ハ為シ得ベシト雖モ其出費既ニ豫定ヲ超ハタ

後ニ至リテハ之ヲ復スルコト容易ナラザレバ兼
テ疾病其他些少ノ出費アリレ^{シハ}支辨スルヲ得ベ
キ程ニ之ヲ定メ決シテ其豫定ヲ超ヘザルヲ要
シ其内庖厨費何程職用費何程何ハ何程ト其費
目ヲ限制シ庖厨等主婦ノ^{トリアツカ}管理スベキ部分ハ其
擔當ニ任ズベシ
凡ソ金錢物品ノ出入ハ固ヨリ何事ニ限ラズ之
ヲ覺エ之ヲ後日ノ證據トナスベキモノハ簿記
ナリ故ニ簿記ニ登録スルコト疎漏ナレバ萬事損
毛ヲ来スコト多ク又人ニ向テ信ヲ失フコト少カラ

不殊ニ財理上ニ就テハ片時モ帳簿ナカルベカ
ラズ且之ニ登記スルニハ綿密ノ上ニモ尚ホ綿
密ヲ加フベシ
家事ニ関ル出納ヲ日々計算シ無益ノ出費ナキ
ヤウニ注意スルハ是レ主婦ノ責任ナリ此事ハ
家政萬端ノ基礎ニシテ最モ緊要ノ事ナリ若シ
出納ノ計算漠然不紛明ナルモハ損失利益ノ如何
ヲ知ルベキノ道ナク隨テ經濟モ畜財モ決シテ
ナス能ハサルナリ
帳簿ハ通例ノ小遺帳ニテモ遺漏ナク之ヲ綿密

ニ記載スルハ肝要ナリ若シ其記載明瞭ナラザ
ルモ後日之ヲ檢スル片ニ至テ不紛明ナル
多シ故ニ簿記法トテ出納ヲ明瞭ニスル記載法
アリ其法タル計算比較ニ簡便ニシテ聊カ煩ハ
シキヲナシ尚ホ一層簡約ナルハ石盤ヲ坐傍ニ
懸ケ置キ出納アル毎ニ之ニ畧記シ晝間ノ業終
リタル後之ヲ臺帳ニ寫シ取ルベシ其臺帳記
載ノ法ハ甲ノ一葉ニハ受領シタル金額ヲ記シ
乙ノ一葉ニハ支出ノ金額ヲ記シ其受領額ト支
出額トヲ比較シテ計算スルノ法ナリ此ノ如ク

又其職業ト地位トニ因テ現金ニテ購求スルト
 清算ノ期ヲ定メテ賒買スルトアリテ日々出納
 ノ多寡一ナラズ其主婦ノ學識智愚モ亦一様ナ
 ラザレバ簿記ノ法モ一定シ易カラズ故ニ今左
 ニ簡短ナル一二ノ例ヲ示スベシ不備限ナリ
 簡易帳簿雛形

ヲケニテカフ
 猶各其便理ナル方法ヲ選
 其出納帳ヲ製スベシ

雜費出納帳雛形

月日	米	味噌	醬油	魚類	野菜	乾物	薪炭	器物	出金總計	受取金	出納殘金	日記
四月	八十。	八十。										
錢												
厘												
毛												
出金總計												
受取金												
出納殘金												

家計簿 卷之二
 廿三 同 盟 會

例一方附上同

家事簿		二月一日		二月二日	
		円	銭	円	銭
米	二	八十五	三		
味噌	一	三十二	五		
醬油	一	二十五			
魚類		三十五	四		
野菜		五十			
薪炭					
油					
器物					
出金總計	六十四	六十四	四	毛	
受取金	十				円
出納殘金	三十四	三十五	九	厘	八毛

出納殘金三十四圓三十五錢九厘八毛

松本梅之郎處へ出產其金 金五十錢
 竹村花房旅立其金 金五十錢

一海老沼羽根産より香煙葉外來
 一午後石村堅屋辰の米酒を出
 一柳沢お梅どのの産着衣及道立

例一方附上同

形雜帳入出		二月一日		二月二日	
		円	銭	円	銭
入金摘要	松本梅之郎何の勘定	五	五十	五	五
	鐵屋金兵衛何の貸金	二十五	八十五	九	一
	大坂何屋何の勘定	八十四	二十四	五	
	何町某の地代金月分	三	二十五		
	何屋何の勘定	十一	三十五	一	八
出金摘要	惠所入費の内お梅の遣	十	七十三	二	一
	管業税納何月分	八	三十三		
	吳服屋某へ掛	十三	三十		
	酒屋某へ掛	三	九十八	五	
	大工木三郎へ手寫代	七	二十五		
	下婢二月分月給		七十五		
入金總計		百二十四	七	厘	七毛
出金總計		四十四	四	厘	六毛
比較		八十	三	厘	一毛

入金總計百二十四圓七厘七毛
 出金總計四十四圓四厘六毛
 比較八十圓三厘一毛

出納金日表雜形

何月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	總計
入金																																
出金																																
餘金																																

一家出納ノ計算ヲ明瞭ニナスハ獨リ其利益ヲ
 ルノ意ミハラズ已レガ産業ニ應ゼザル事ヲ為ス
 ノ念モ自ラ之ニ抑制セラレ終ニ謹儉篤行ノ人
 トナルベシ又金錢上ノ紛議ヲ免カル、^{オホヘラレ}ト多カ
 ラン凡ソ父子兄弟夫妻ノ間タリトモ金錢ノ事
 ヲリ不和ヲ生スルヲ往々少カラズ况ヤ他人オ
 ヤ故ニ慎ムベキハ金錢ノ事ナリ決シテ忽ニス
 ベカラズ
 一家ノ經濟ニ就テ又肝要ノ一事アリ各家需用
 ノ物品ハ必ズ現金ニ買フ、是ナリ此法タル日

家言經齊
 卷之二
 廿五

々現ニ收入ノアラザルモノニハ大ニ不便ナル
カ如クナレバ勉メテ此不便ノ地ヲ超ユレバ後
チニハ必ズ便益ノ域ニ至ラン夫レ現金ヲ要セ
ズシテ隨意ニ物ヲ買得ルノ道アルハ知ラズ
識ラズ不急又ハ奢侈ニ属スルノ物品ヲ購求ス
ルハ是レ人情ノ免カレザル所ナリ然ルニ現金
ニアラザレバ購求スルヲ能ハザルハ時トシ
テ意ノ如クナラザルヲアリ或ハ其感スル所深
ク意ヲ用ルヲ厚キガ故ニ其欲自ラ制セラレベ
ク且現金ニテ購求スルハ我隨意ノ市舗ニ至

リ我好ム所ニ隨テ物皆賤價ニシテ得ラルベシ
是レ亦經濟ノ一訣ナリ

第十九章 婢僕取扱ノ事

婢僕ヲ扱フニハ第一無理ヲ言ハズ堪忍ヲ旨ト
シ賞ヲ重クシ罰ヲ輕クシ不愆ヲ加ヘテ使フベ
シ彼レ固ヨリ些少ノ給金ニテ人ニ使役セラレ
、者ナレバ先己レヨリ劣リタルモノト思ヒ其
及バザルハ之ヲ教ヘ瑣少ノ過失アリ凡之ヲ宥
シ唯理ヲ以テ諭スベシ彼モ亦人ノ子ナリ己レ
子弟ヲ思フノ心ヲ以テ之ヲ偶セバ彼豈心ナカ

ランヤ婢僕ノ忠實ナル片ハ其主家ニ益アルコト固ヨリ言フ俟ズ是レ經濟ノ第一ナリ若シ之ニ反シ婢僕主人ノ言ニ満足セズ其為ス所不忠ナラバ或ハ主婦ノ眼前ニ於テハ大ニ務ムルガ如シト雖モ其主家ノ為ニ損害アルコト鮮少ナラザルナリ

凡ソ人ヲ使役スルハ己レ人ヲ使役スト思ハス唯家政ノ為ニ己レモ人モ俱ニ使役セラル、モト心得ベシ身ヲ動カスハ慮ヲ運ラヌヨリ安ク慮ヲ運ラヌハ身ヲ動カスヨリ難シ故ニ人ヲ

使フト心得ル片ハ無理ナルコトヲモ言ヒ怒モ生スベク吾家政ノ為ニ使役セラルト思ハバ無理ヲモ言ハス怒ルコトモアラジ主人タル者決シテ自己ノ為ニ人ヲ使役スルト思フベカラズ近來婢僕ノ風儀甚ダ悪シク世人皆之ヲ歎スト雖モ是レ獨リ婢僕ノ罪ニアラズ一ハ主人タル者人ヲ使役スル程ノ才智ニ乏シク家政ノ規則ヲ設ケテ之ヲ使役スルコトヲ知ラザルガ故ニ婢僕モ亦之ヲ輕侮シテ敢テ使役ニ従ハザルニ至ルカ其呵責道理ニ戻リ我品行ノ正シカラザル

ヨリ聽從セザルニ至ルナリ
 又主人ノ婢僕ニ對スル甚ダ寛柔ニ過ギテ過失
 アルモ之ヲ罰セズ之ヲ咎メザル片ハ婢僕遂ニ
 狎レテ毎ニ過失ヲ以テ自ラ是トスルニ至ル故
 ニ家約ヲ立テ家法ヲ嚴重ニシ賞罰ヲ正シクシ
 決シテ簡漫ニスベカラズ仁恤ハ自カラ嚴格ノ
 中ニ存スルナリ又主婦或ハ密事ヲ託セント欲
 シテ之ヲ親昵スルカ或ハ便佞ヲ察セズシテ寵
 愛ニ過ル片ハ果シテ制スベカラザルニ至ルベ
 シ是故ニ主婦タルモノ慎テ偏愛偏寵セズ公平

ニ婢僕ヲ偶スベシニハ家事ノ至對イテハ
 婢僕ハ其雇入タル時先ツ家法ヲ告ゲ其職事ノ
 分限ヲ定メテ之ニ教示シ毫モ他事ニ勞役セズ
 規則ヲ紊サバ様之ヲ使役スルヲ緊要ナリ若
 シ他事ニ勞役スルヲアル片ハ別ニ之ヲ賞シテ
 其満足ヲ得セシムベシ或ハ誤テ婢僕ハ使フ為
 ノモノナリトテ一事ノ未ダ全ク終ラザルニ又
 他事ヲ命ジ勞動堪ヘガラシムル程ニ使役スル
 者アリ此ノ如キハ眼前ニハ主家ニ利益アルニ
 似タレモ決シテ然ラズ如何トナレバ彼レ心腹

家事經濟 卷之二 同 五 廿八

スルニ非ザルガ故ニ事皆疎放ニシテ丁寧ナル
 一ナク却テ損害アルノミナレバナリ
 婢僕ヲ使役スルニハ日々定式ニ為サシメント
 スル一ヲ先明カニ教示シ懇切ニ之ヲ指揮スベ
 シ然レバ猶ホ始終之ヲ為シ能ハザル程ノ者ナ
 ラバ速ニ放逐スベシ是レ却テ彼我ノ利ナリト
 ス又二人以上ノ婢僕ヲ使役スル片ハ日々ノ定
 務ニ判然ト區別ヲ定メ或ハ一日代リ或ハ一周間
 代リ等夫ノ方法ヲ設クベシ是レ一ニハ婢僕ノ
 爭端ヲ防クベクニハ家事ノ至便トナルベキ

故ナリ
 婢僕ヲ使役スルニハ己レガ言語動作ヲ温順ニ
 シ一事ヲ吩咐スルニモ粗暴ナラザル様ニスベ
 シ然ル片ハ彼レ其恩ニ感シ之ニ報スルニ忠實
 ヲ以テセン又時トシテ殊更ニ勞動シタル片ハ
 能ク其情實ヲ量リ厚薄其宜キヲ考テ之ヲ賞ス
 ベシ
 婢僕ノ過失ヲ罰スルモ亦其功ヲ賞スルガ如ク
 之ヲ輕忽ニスベカラズ若シ過チアラバ直チニ
 面折放逐センヨリハ寧口温和ニ其道理ヲ以テ

之ヲ説諭スベシ其罪若シ盜犯ナル片ハ他人ノ
見ザル所ニ於テ之ヲ罰責シ猶ホ改心セザル片
ハ速ニ放逐スベシ
婢僕ヲ雇入ル、片ハ是マデ仕ヘタル所ノ家風
ヲ考察スルヲ尤モ肝要ナリ如何トナレハ是マ
デノ主家ノ職業ト貧富トニヨリテハ大ニ我ニ
便ナラザルヲアリ且、或ハ其當分ハ謹慎シテ勉
強スルモ稍日ヲ經ルニ隨テ性質ノ怠惰ヲ露ハ
スモノアリ故ニ先試ニ數日使役シテ其性質
如何ヲ熟察シ然ル後チ之ヲ定ムベシ

薄給ノ婢僕ヲ雇入ル、片ハ儉約ノ如クナレバ却
テ然ラズ薄給ニテ満足マル程ノ者ナレバ必ズ
不足ナル所ナリ或ハ器物ヲ破損シ或ハ事務
ヲ遺失スル等ノ事多ク畢竟通常ノ俸給ヲ取ル
ノ雇人ニ比スレバ甚ダ益ナキモノナリ
世人或ハ儉約ノ為ナリトテ婢僕ノ飲食ヲ菲ク
シ其被服ヲ粗ニシ甚シキハ言ヲ設ケテ俸給ヲ
減殺スルモノアリ斯ノ如クスル片ハ豈婢僕ノ
心ニ於テ欣々然トシテ之ニ報ユルニ忠實ヲ以
テスルモノアランヤ是ヲ儉約ナリトシ經濟法

ナリトスルハ甚ダ愚トイフベキノミ
婢僕モ亦其性ニヨリ頽陋粗暴ナルモノ無キニ
アラズ此ノ如キ輩ヲ使役スルキハ主婦勉メテ
懇切ニ之ヲ矯正シ決シテ己レノ責任ヲ懈ルベ
カラズ其之ヲ矯正スルニハ憐愍ヲ加ヘ之ヲ導
クニ正實ヲ以テシ能ク容儀ヲ教ヘ且事ヲ命ス
ル片ハ其用法ト道理トヲ懇諭シ己レ先ツ行儀
ヲ正クシ萬事鄭重ニシ婢僕ヲシテ之ニ則ラシ
メシヲ務ムベシ
子弟ヲ養フ者婢僕ヲ使役スルモノハ別シテ己

レヲ慎ミ苟モ不正猥褻ノ事ヲ語ルベカラズ己
レノ品行正シカラザル片ハ一家ノ指揮行ハレ
ズ指揮行ハレザル片ハ其レ何ヲ以テカ家ヲ
治メンヤ
婢僕ハ仮令其所持品タリ己身ニ不相當ノ衣服
髪飾等ヲ着ケサセ或ハ之ヲ購求セシムベカラ
ズ是レ一ハ家政ノ紊ル、ヲ防キ一ハ彼ヲシテ
俸給ヲ濫費セシメザル為メナリ
傳婢ヲ雇フキハ尤モ其性質ト年齢トヲ選バズ
ンバアルベカラズ元來彼レ年少ナレバ之ニ幼

家語 卷之二十一 三十一 司 三十一

稚ノモノヲ託スルハ甚ダ危険ナルガ故ニ一度
子ヲ持チタル者ニシテ品行正シク性質懇篤沈
着ニシテ言語爽亮身軀健康ナルモノヲ良トス
乳母ハ別シテ其性質ト身体トヲ選ムベシ性質
險悪ナルキハ其子隨テ之ニ似ルベク身体ニ瘡
毒アルキハ亦其毒ヲ蒙ルコトアリ^{コモリ}幼傳ト雖モ亦
然リ故ニ須ク精選セズンバアルベカラズ
婢僕ノ雇ヲ解クキハ是マデ勤メタル所ノ^{小ネラリ}功勞
ヲ考ヘ相當ノ賞品ヲ與フベシ或ハ暇ヲ出スニ
方リ無益ナリトスルモノアレバ決シテ然ラズ

婢僕之ヲ悦ビ其惠與ノ厚キヲ人ニ語り或ハ其
家風ヲ贊稱シ此ガ為メニ人望ヲ得隨テ世間ノ
交際ヲ廣クスルコトアリ其他益アルコト甚ダ多シ
且事故アリテ放逐シタルモノト雖モ決シテ之
ヲ誅ルベカラズ惡婢僕ハ其舊主ヘ惡名ヲ蒙ラ
シメ或ハ意外ノ密事ヲ発クコトアリ懼レザルベ
ケンヤ

第二十章 出火注意ノ事

夫レ火災ノ害タルヤ千万ノ家屋ヲシテ瞬間ニ
灰燼ニ付シ巨多ノ資財ヲシテ一朝ニ^{ナキモノ}烏有ニ属

ヒシメ時トシテハ貴重ノ性命ヲモ失フコトアリ
故ニ熱鬧ノ地ニ住シ妻孥ヲ畜フ者ハ常ニ必ズ
之ヲ避クルノ術ナクンバアルベカラズ火防ノ
第一ハ玉藏ナリ然レバ是レ富者ノ事ニシテ貧
者ノ能ク為シ得ベキ所ニアラズ且貧者ノ一器
一物ヲ失フハ富者ノ巨万ヲ失ヘルヨリ却テ憫
然ナルモノ多シ
夫レ天火ヲ災ト云ヒ人火ヲ火ト云フ然レバ天
火ハ稀ニシテ懶怠疎忽ヨリ生スル所ノ人火常
ニ多キニ居ルナリ是ヲ以テ人常ニ怠リナク火

事ニ注意セバ出火ハ大ニ減少スベシ既ニ出火
アルニ臨テ狼狽シテ之ヲ防ガンヨリハ常ニ謹
慎以テ忽セニセザルヲ要ス又火事アルニ臨ミ
顛倒錯乱セザル様平常注意シ家族ニモ吩咐シ
テ緩急ヲ心得シムベキナリ
平常衣服物品ニ論ナク總テ緊要重大ノ物ト常
用輕粗ノ物トヲ區別シ置キ貴重ノ品ハ別シテ
提携ニ便利ニナシ急火ノ際ニハ必ズ先貴重ノ
品ヨリ之ヲ處置スルヲ忘ルベカラズ
人家稠密ノ地ニ住居スルモノハ火事裝束並ニ

家事經濟 卷之二 三十三 同 盟

繩、風呂敷、籠、長持ノ類ヲ平日備へ置キ、一旦火事アル片ハ夫々衣裳ヲ整頓シ、順序ヲ紊サズル様女子ハ先、貴重ナル物又ハ至急ニ要用ナル品ヨリ破損セザル様ニ包括シ、堅牢ノ物ト雖モ皆悉ク繩ヲ以テ之ヲ約シ、運搬ニ便ナラシムベシ又火ノ既ニ近ク逼ラントスル片ハ速ニ老幼及ビ女子ヲ他ニ避ケシメテ動作ノ障碍ニナラザル様注意スベシ

夜中突然火事ノ警報ヲ聞ク片ハ決シテ驚起スベカラズ先ツ心ヲ静メテ家内ノ處置如何ニラ

思慮シ又人ヲ喚起スルニモ急遽ニスベカラズ已レ忙動スル片ハ却テ處置錯雜シ為ニ傷害ヲ蒙ルルコトアリ

○ 烟筒ニ火ノ移リタル片ノ處置 烟筒ニ煤アル片ハ火ノ移ルコト多シ故ニ烟筒ハ必ず屢々掃除スベシ若シ之ニ火ノ移リタル時ハ「フランケット」又ハ蒲團ヲ濕シテ以テ火爐ノ上ヲ掩フベシ或ハ一握ノ塩ヲ火中ニ投スルモ消火ノ一助トナルベシ又烟筒ノ上ヨリ水ヲ注灌スルモ其効ナキニ非ザレドモ所ニヨリテハ却テ害アリ

○衣服ニ火ノ移リタル片ノ處置 衣服ニ火ノ移リタル片ハ心ヲ靜メテ身ヲ動搖セシメズ近傍ニ在ル毛氈、夜具、或ハ風呂敷等ノ物ヲ緊ク身ニ纏ヒ機ニ應シテ横卧シ輾轉シテ火焰ヲ消スベシ決シテ周章奔走シテ火氣ヲ熾ナラシムベカラズ又人アル片ハ其衣服ヲ脱キ或ハ近傍ノ物ヲ取テ我身ニ堅ク纏ハシムベシ此レ最モ平生注意スベキ所ナリ若シ一旦其措置ヲ誤ル片ハ終ニ身命ヲ失フニ至ルベシ此ノ如キ場合ニ於テハ固ヨリ些少手足ノ焦爛スルハ顧ルナカレ

○石油ニ火ノ移リタル片ノ處置 方今ノ火事ハ多クハ石油ヨリ発スト云フ故ニ石油ヲ用井ハ火止油ニナスベシ若シ洋燈ナド破烈シテ石油ニ火ノ移リタル片ハ決シテ水ヲ灌クベカラズ水ヲ灌ク片ハ油其水ニ浮ビ火ト共ニ物品ノ間ニ流注シ却テ火勢蔓延スルニ至ル已ニ此ニ至ラバ又之ヲ如何トモスルヲ能ハサルナリ故ニ石油ニ火ノ移リタル片ハ蒲團ノ類ヲ以テ之ヲ蔽ヒ消スベシ若シ物ノ間ニ流注シ蒲團ヲ以テ蔽フヲ能ハサル片ハ灰汁ヲ注クベシ灰汁ハ

平常拵へ置クモ無益ナルモノニアラス常ニハ洗濯ニ用ウベク一朝此ノ如キ火急ノ片ニハ之ヲ注テ消火ノ一助トスベシ
○燈油ニ火ノ入タル片ノ處置 油ヲ煎テ火ノ入りタル片ハ速ニ之ニ冷油ヲ注入スベシ忽チ熄滅スルモノナリ又杉ノ生葉ニテ撲滅スルモ良ト云フ

○室内ニ烟ノ充満シタル片立行スル片ハ燻死スルノ憂アリ故ニ匍匐シテ事ヲ為スベシ是レ烟氣上ニ揚リ清氣ハ下ニ沈ミテ流通スルヲ以テナリ猶^ホ防火ノ用意怠ルベカラズ

第廿一章 理髮ノ事

此章ハ十八章ノ前通
宜ノ所ニテ教フベシ

理髮ノ事ハ衣服ト同ク女子ノ最モ注意スベキモノナリ如何程美麗ノ衣服ヲ着クルト雖モ髮^{カミ}狀^{カタナ}之ト相當セザル片ハ却テ人ノ嘲笑ヲ受クベシ故ニ身分、年齢、恰好等ヲ考ヘ我身ニ應ジ世間ノ時様ニ悖ラザル様ニスベシ櫛簪ノ如キ飾モ亦然リ
髮ノ狀ニ因テ上品ニモ下品ニモ見ユルモノナレバ人ノ上タラン者ハ勉テ野鄙ノ時風ニ趨ル

ベカラズ然レモ既ニ世間一般ニ行ハル、ノ風
 ハ之ニ從フベシ然ラザレバ自ラ上品ナリトス
 ルモ却テ奇僻ニ陥リテ人ノ笑ヲ受クルトアリ
 故ニ猥ク時ト共ニ推移ルト肝要ナリ
 都會ノ地ハ勿論少シク繁華ノ所ニ於テハ貴賤
 トモ理髮者ヲシテ髮ヲ理セシム是亦風習ナレ
 バ強テ止ムルニハ非ザレモ女子タル者ハ必ズ
 自ラ髮ヲ理スルト知ラズンバアル可ラズ時
 ト所トニヨリテハ或ハ理髮者ノ居ラヌ所アリ
 又ハ急ノ間ニ合ハザル時アリテ其不便云フベ

カラズ加之子弟ヲ教育スルニモ有用ニシテ缺
 ク可ラザル事ナリ 髮毛ニ就テ衛生ニ關スルハ生理書ニ詳ナリ故ニ茲ニ
 我身ハ固ヨリ子弟ニ至ルマデ頭髮衣服トモ見
 苦シカラザル様ニ注意スルハ是レ母親タル者
 ノ當ニ務ムベキ所ナリ故ニ女子タル者ハ能ク
 髮ヲ理スルトテ學ビ毎朝起タル時ハ必ズ先ヅ
 盥嗽シ自ラ髮ヲ理シテ然ル後ニ事ニ從フベシ
 父母夫ヲ始メ他人ニ亂髮ヲ見スルハ女子ノ第
 一ニ恥ツベキ所トス

簪筭其他總テ頭髮ノ用具ヲ購フニモ亦大ニ注
 意スベキ所アリ流行物ノ内ニテモ一二回ノ用
 ヲ便スルノミニテ其後ハ無益ニ屬スル者アリ
 布類、金糸類、造リ物類是ナリ又久ク用ウト雖モ
 取テ無益ニ屬セズ却テ緩急ノ時ノ準備トナル
 者アリ金銀、珊瑚珠ノ類是ナリ又購フ片ハ甚々
 高價ナレバ賣却ヤントスル片ハ不便ニシテ且
 低價ナル者アリ釐甲ノ類是ナリ是等ハ始メ購
 ヲ片ニ當テ能ク其利害ヲ識別熟考シ一旦ノ流
 行物ハ勉メテ廉價ナルヲ選ビ永久用ヤベキ物

ハ仮令高價ナリモ實價アルモノヲ選ブベシ是
 モ亦經濟ノ一事ナリ

○頭髮用具ノ油污ヲ脱ス事 布片ノ油ニ汚レ

タルハ西洋紙取紙ナレノ間ニ狭ミ輕キ壓ラ

置クベシ又靛灰俗ニ筆粉ト云ヲ散布シテ輕壓ラ

用ウルモ良シト云フ

○珊瑚珠ノ油垢ヲ脱スニハ薄キ味噌汁ニテ洗

フベシ如何ナル汚レモ脱キザルヲナシト云フ

○玳瑁及牙角類ノ油污ヲ脱スニハ決シテ湯ニ

テ洗フ可ラス先ツ肥皂サウソウヲ冷水ニテ揉ミタル

モノニテ洗ヒ次ニ清水ニテ洗ヒ其後更ニ水ニ
 塩ヲ少シ加ヘテ洗フベシ
 ○髪毛ノ縮ラ伸バス
 難ク強テ伸バサント欲シテ屢洗フ片ハ却テ縮
 マルモノナリ之ヲ伸バサント欲セバ石鹼一匁
 ヲ濃キ茶五六タニ溶シ手拭ニ浸シテ能ク髪毛
 ニ揉ミ付ケテ洗フベシ又麻ノ葉ト桑ノ葉ヲ等
 分ニ剪シ常ニ之ニテ洗フモ良シト云フ
 家事經濟訓卷之二終

明治十四年二月廿一日 板權免許
 同年四月 出版
 同年七月廿日 再版御届

東京

同盟舎發光章



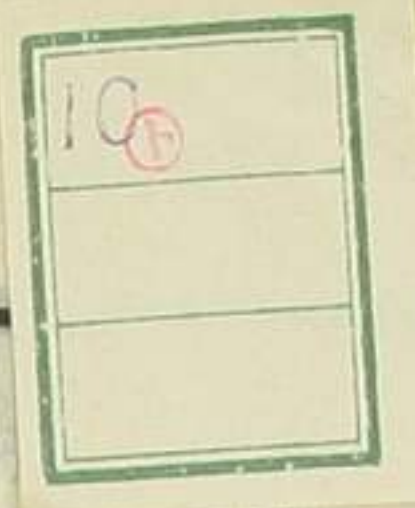
東京府平民

青木 輔清

東京日本橋區
濱町二丁目十一番地

編述者
出版人

家事經濟 卷之二



發

大坂心齋橋北久寶寺町
尾張名古屋本町八丁目
橫濱辨天通二丁目
東京日本橋通三丁目

九善商社

賣

同 本石町二丁目
同 大傳馬町三丁目

江嶋喜兵衛

書

同 本町二丁目
同 馬喰町二丁目

柳河梅次郎

同 吳服町

石川治兵衛

肆

同 橫山町二丁目
同 日本橋通二丁目

江島伊兵衛
內田芳兵衛

學校用書目畧表

東京濱町二丁目 同盟舎發兌

改 博物階梯 三冊 六十八錢	小學博物指教 二冊 二十八錢	小學生理訓蒙 二冊 四十一錢	家事經濟訓 二冊 四十一錢	家事經濟論 二冊 四十一錢	修身教範 二冊 四十一錢	漢文 日本略史 三冊 六十一錢	漢文 內國史略 九冊 四十一錢	通俗 小學外史 五冊 四十五錢
漢文 外史攬要 五冊 百六十錢	漢文 十八史略 一冊 百六十錢	小學 作文五百題 四冊 九十錢	初等科 續編 二冊 四十五錢	初等科 作文法 每科二冊 四十五錢	小學 作文類纂 全一冊 四十一錢	作文 袖珍一千題 一冊 三十五錢	心理 新說 四冊 近四	論理 新說 三冊 近三
和歌 明治詩歌集 一冊 五錢	和歌 歌語粹金 二冊 五十五錢	和歌 廣益中字典 全一冊 一百五十錢	紙 日本タイマ下 全一冊 五十錢	紙 開化節用 一冊 四十錢	漢文 日本略史字引 一冊 十八錢	博物階梯字引 一冊 十八錢	小學 地理入門 五冊 五錢	簿記學撮要 一冊 十七錢

